

合同運用指定金銭信託について

● SBI新生信託銀行が発行する合同運用指定金銭信託の信託受益権(合同運用指定金銭信託に係る商品を「本金銭信託」といいます。)は預金ではなく、元本保証及び利回り保証のいずれもありません。本金銭信託は、預金保険制度の対象ではありません。また、投資者保護基金の対象ではありません。

● 本金銭信託は、原則として中途解約ができません。● SBI新生銀行は、本金銭信託の募集取扱業務(電子募集取扱業務を含みます)を行います。なお、SBI新生銀行では本金銭信託の取得勧誘及び店頭にて申し込みの取次業務を行います。本金銭信託の申し込みの受け付けは行いません。本金銭信託の申し込みの受け付け及び契約締結に係る最終判断はすべてSBI新生信託銀行にて行います。● SBI新生信託銀行は、本金銭信託の発行者であり、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律その他の適用法令を遵守し信託業その他の業務を行います。本金銭信託は、SBI新生信託銀行が受託者として資産の運用及び管理を行う実績配当型の金銭信託です。お客さまからお預かりした資金は、信託設定日以降、法律(信託法)によって、SBI新生信託銀行自身の財産や他の信託の信託財産とは分別して管理することが義務付けられております。本金銭信託においては、お客さまに投資いただいた金銭を、SBI新生信託銀行が受託者となる単独運用指定金銭信託を通じて運用します。● 運用資産に係る債務者の信用リスク(想定を上回る貸し倒れ等)の発生や、市場金利の変動(運用資産の価値の下落)等により運用資産から予定された収益が得られないことにより、元本割れが生じる可能性があります。その場合、お客さまに予定配当額通りの収益金支払がなされない場合があります。また、投資元本が保証されているものではありません。これらの運用による損益はすべてお客さまに帰属します。● 運用の状況により元本の償還を停止し、信託を終了する場合があります。その場合、元本の償還が満期予定日から大幅にかい離する可能性があります。● お客さまが受け取る収益金は源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)の対象となります。● 満期時において自動継続はありません。信託元本及び収益金は償還日に登録済みの総合口座/パワフルックス円普通預金に入金となり、以降は普通預金店頭表示金利が適用されます。● 本金銭信託の運用及び管理に対して、信託財産の中から支払う信託報酬及びその他の費用をお客さまに間接的にご負担いただきます。なお、本金銭信託に関して、お客さまからSBI新生銀行に対して直接お支払いいただく手数料その他の対価はございませんが、お客さまがSBI新生信託銀行に対して支払った手数料・費用の一部をSBI新生銀行が報酬として得ることがあります。● 本金銭信託には、クーリングオフの適用はありません。● お申し込みにあたっては、SBI新生銀行又はSBI新生信託銀行が提供する契約締結前交付書面等(商品説明書、募集要項及び信託約款)を必ずご確認ください。本金銭信託のリスクや手数料・費用等につき十分ご理解のうえ、お客さまご自身の判断と責任でお申し込みください。● 契約締結前交付書面等は、SBI新生銀行の店頭で入手できるほか、SBI新生銀行のウェブサイトからご確認ください。なお、本金銭信託の取り扱いのない店舗ではご用意しておりません。<募集取扱業務(電子募集取扱業務を含む)を行う者>株式会社SBI新生銀行 登録金融機関：関東財務局長(登金)第10号 加入協会：日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会 <合同運用指定金銭信託の受益権発行者>SBI新生信託銀行株式会社 所在地：東京都港区六本木一丁目6番1号 登録金融機関：関東財務局長(登金)第22号 加入協会：日本証券業協会

個人型確定拠出年金のご留意点について

● 個人型確定拠出年金(以下、iDeCo(イデコ))は、加入者の皆さま一人ひとりが自己責任で運用商品を選択する年金制度です。原則、年金資産は60歳から受け取ることができます。個人型確定拠出年金(iDeCo)は、老後の資産形成を目的とした年金制度であるからこそ、税制の優遇が行われます。<株式会社SBI新生銀行と各運営管理機関との関係> ● 株式会社SBI新生銀行(以下、SBI新生銀行)は、株式会社SBI証券(以下、SBI証券)を運営管理機関とするiDeCo(以下、SBI証券のiDeCo)の紹介を行います。また、株式会社お金のデザイン(以下、お金のデザイン社)を運営管理機関とするiDeCo(イデコ)の受付金融機関として、MYDCの申込受付を行います。MYDCはお金のデザイン社を運営管理機関とするiDeCoのプラン名です。運用商品の内容等のiDeCoの詳細 につきましては、各運営管理機関のウェブサイト等からご確認ください。● iDeCoに加入する場合、iDeCoを取り扱う金融機関(運営管理機関)を通して加入の申し出を行っていただくことになります。iDeCoを取り扱う運営管理機関の中から1社だけ選ぶ必要があります。● iDeCoを取り扱う運営管理機関ごとに、口座管理等にかかる手数料、取り扱う運用商品などが異なります。詳細は、各運営管理機関のウェブサイトまたは国民年金基金連合会の運営するiDeCo公式サイト内の運営管理機関一覧等をご確認ください。<iDeCoの受給年齢> ● 一度加入すると、死亡した場合や特定の高度障害者となった場合を除き、原則として中途解約ができず、60歳にならないと拠出した掛金とその運用益を引き出すことができません。また、通算加入者等期間(用語の定義はiDeCo公式サイト(<https://www.ideco-koushiki.jp/yougo/>)をご覧ください。)に応じて受給できる年齢が決まります。60歳以上で初めてiDeCoに加入した方は、通算加入者等期間を有しなくても加入から5年を経過した日から受給できます。● 60歳に到達した時点で通算加入者等期間が10年未満の場合段階的に65歳まで受給開始年齢が繰り下がります。<運用成績により変動する給付額> ● 確定拠出年金は、将来、受け取る額があらかじめ確定しているわけではありません。資産の運用はご自身の責任で行われ、受け取る額は運用成績により変動します。iDeCoの運用商品の中には、元本が確保されていないものもあります。そのため、iDeCoで受け取る給付額は元本割れをする場合があります。商品の特徴をよく理解したうえで運用商品をお選びください。<税制> ● 課税所得がない方は、掛金の所得控除は受けられません。また、所得控除は、本人の所得からのみ控除されます。配偶者の所得からは控除されません。さらに、運用資産には、別途、特別法人税が課されますが、現在、課税が停止されています。● SBI新生銀行のウェブサイトに記載されたiDeCoの税制メリット等は、あくまで税制メリットが記載された注釈部分の仮定に基づき試算したものであり、加入者の皆さま一人ひとりの適用税率等によって結果は異なります。したがって、記載された税制メリットを保証するものではありません。また将来、税制が変更される場合があります。<その他> ● iDeCoでは、掛金だけではなく、手数料などのコストも加入者の負担となります。手数料は、国民年金基金連合会の手数料・金融機関(運営管理機関)の手数料・運用商品に係る手数料などがあります。● 運営管理機関から送付される申し込み書類、または運営管理機関のウェブサイトの内容 等を必ずご確認ください。● 上記のメリットや注意点は、iDeCoの内容を完全に網羅したものではありません。詳しくは各運営管理機関のウェブサイト等からご確認ください。

ファンドラップ一般について

● SBI新生銀行が投資一任契約(*)の締結を媒介する金融商品(以下、当行が媒介する投資一任契約に基づくファンドラップ商品を個々にまたはまとめて「本商品」といいます)をご利用いただくにあたり、お客さまは投資運用業者の指定する証券会社(以下指定証券会社)といいますが、お客さまご本人名義の証券口座を開設いただく必要があります(一部商品のご利用には、指定証券会社にSBI新生銀行の金融商品仲介口座を開設することが取引条件となります。以下、金融商品仲介口座も合わせてお客さまご本人名義の証券口座を「本証券口座」といいます)。*投資一任契約とは、お客さまが、投資運用業者に投資判断の全部を一任するとともに、お客さまのための運用を行うのに必要な権限を委任していただく契約です。● SBI新生銀行はお客さまと投資運用業者との間の投資一任契約の締結を媒介し、指定証券会社は本商品に係る資産の管理を行います。● 本証券口座におけるお取り引きにつきましては指定証券会社が定める取引約款等に従うものとし、SBI新生銀行は本商品にかかる本証券口座でのお取り引きに関しては一切関知いたしません。● 本商品は預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。指定証券会社は、お客さまからお預かりする資産を、会社固有の資産とは分別して管理します。また、指定証券会社は投資者保護基金に加入しており、万一が分別管理に不備があった場合でも、日本投資者保護基金が1,000万円まで補償を行うことになっています。詳細は各指定証券会社にお問い合わせください。● 本商品は、お客さまが自ら運用対象について個別に売買注文を行うことはできません。ご契約にあたっては、WEBサイトに掲載の各商品のサービス概要等をよくお読みください。● 本商品は値動きのある有価証券等に投資しますので、金利、株価、不動産相場、商品相場、為替相場等の指標の変動や有価証券等の発行体の信用状況等の変化を原因として運用資産の時価評価額が変動する可能性があります。従って、投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。運用による損益はすべてお客さまに帰属します。● 本商品には、お客さまに直接、または間接的にご負担いただく手数料や費用があります。お客さまの選択された商品によって手数料や費用は異なります。また、これらは運用状況等によって変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。手数料や費用は、各対象商品の契約締結前交付書面またはWEBサイト等を必ずご確認ください。

● 委託金融商品取引業者および投資運用業者

株式会社SBI証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号、商品先物取引業者 加入協会：日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、一般社団法人 資産運用業協会、一般社団法人 日本STO協会、日本商品先物取引協会、一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会 株式会社FOLIO 金融商品取引業者(第一種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業) 関東財務局長(金商)第2983号 加入協会：日本証券業協会、一般社団法人 資産運用業協会 マネックス証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号 加入協会：日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会、一般社団法人 資産運用業協会

マネックス・アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2882号 加入協会：一般社団法人 資産運用業協会 株式会社お金のデザイン 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2796号 加入協会：一般社団法人 資産運用業協会 ● 登録金融機関 商号：株式会社SBI新生銀行登録金融機関：関東財務局長(登金)第10号 加入協会：日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会

株式会社SBI新生銀行

マネープランガイド

資産づくりのご検討にご活用いただけます



はじめる・見直す 資産づくり

長く続く「超低金利」。預金だけでは資産はほとんど増えない時代。
さらに「年金不安」や、「長生きリスク」という言葉まで。

資産づくりの必要性は感じながらも、どうしたら良いかわからない。
はじめてみたものの上手くない。出費が多くて資産づくりに
お金を回せない……。

資産づくりの悩みや目的は人それぞれです。

このガイドと一緒に最適な運用について考えてみませんか？



INDEX

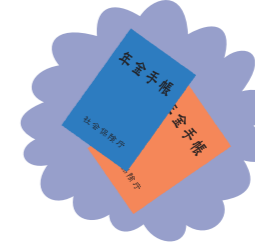
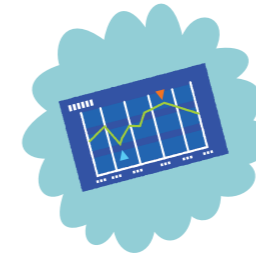
運用のまえに	取り巻く環境を知ろう！	3
ライフプラン	収入と支出～年代に応じた必要額の把握とそなえを～	5
ライフプラン	ライフプラン（マイホーム～相続）	7
資産づくり	資産づくりをはじめる前に	12
資産づくり	資産づくりのポイント	13
資産づくり	リスク低減のポイント	17
商品選び	目的に合った商品を選ぼう	19
商品のご紹介	SBI新生銀行が取り扱う運用商品のご紹介	21
商品のご紹介	SBI新生銀行が取り扱う保険商品のご紹介	25
制度のご紹介		33
各商品のご留意事項		36

資産づくりをしようと思った理由と、悩み

1

低金利の中でも資産を増やしたい。
でも損は避けたい

資産づくり



今は預金金利では資産が増えにくい。
でも損をして、お金を減らしては意味がない。

2

将来の出費対策と、
将来の資産づくりの両方に対応したい

ライフプラン



こどもの教育費用、マイホーム購入
など出費が続く中でも、将来の資産
づくりもしておきたい。

お客様の運用ニーズはさまざまです。
お客様一人ひとりにあった最適な提案が
できるように、お手伝いいたします。

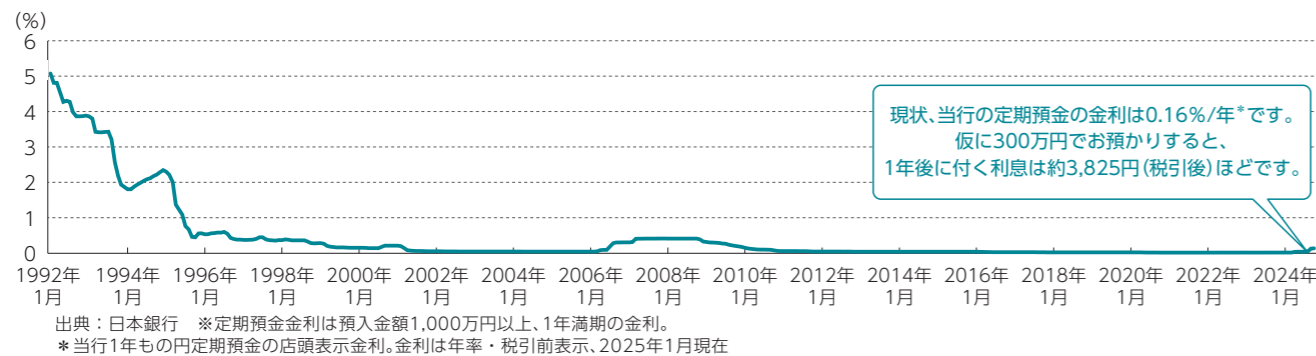


取り巻く環境を知ろう！

低金利が続く日本

最近の定期預金の金利は上昇傾向にあります。金利上昇による家計への負担や少子高齢化による社会保険料のさらなる増加が予想されるため、早めに資産づくりを始めましょう。

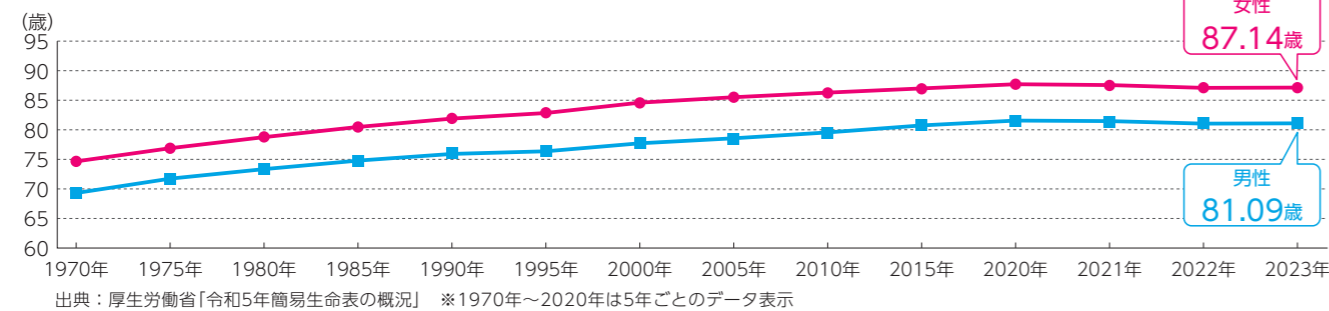
■ 定期預金金利の推移



延びる平均寿命

日本人の平均寿命は今後も延びることが予想され、セカンドライフの期間が占める割合が増大するため、老後資金の準備がますます重要になっています。

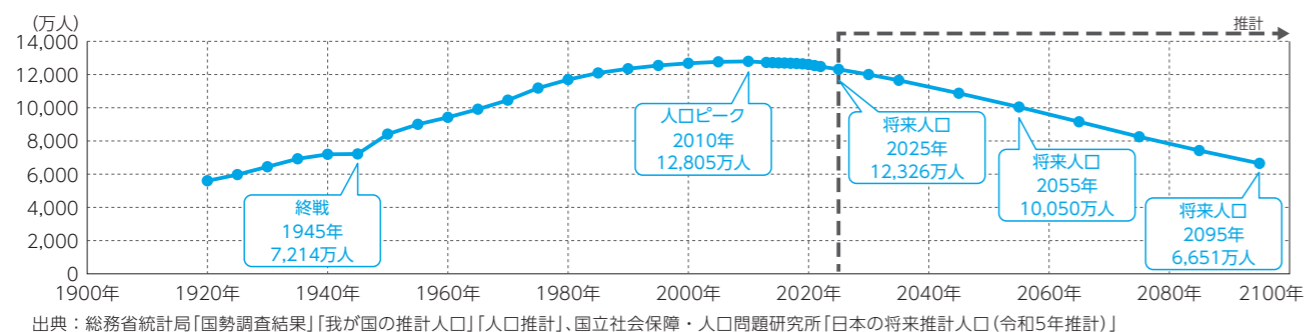
■ 平均寿命の推移



人口減少が続く日本

日本の総人口は、少子高齢化の進行により減少傾向が続くと予測されており、労働力不足や社会保障制度への負担増加が懸念されます。

■ 総人口の推移



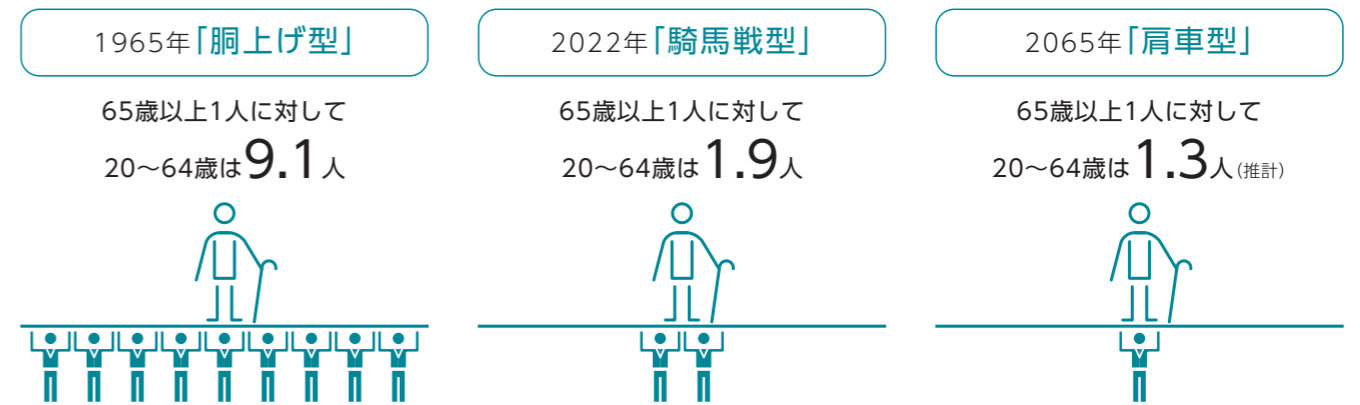
「低金利」「少子高齢化」が続いている日本。さらには、今後「インフレ」などにより、お金の価値が変わる可能性もあるため、これからは国の制度に頼るだけでなく、自助努力で資産を増やしていくことが重要です。



少子高齢化社会

今後、少子高齢化が進むことで、年金や健康保険といった社会保険の負担は年金生活者にも重くのしかかってくるものが予想されます。収入のあるうちに老後の資金を自助努力で準備することが重要になります。

■ 社会保険の負担率

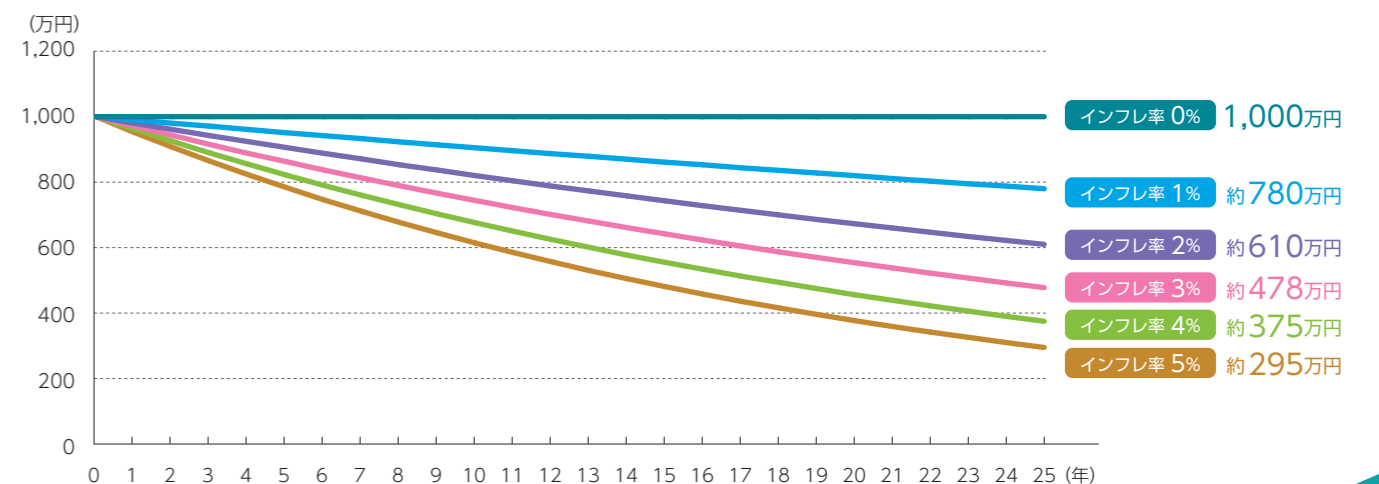


お金の価値が変わる主な要因

インフレが進むと、お金の実質的な「価値」は低下します。

インフレとは、モノの価値(物価)が上がることです。その結果、お金自体の「額」は変わらなくても、お金の実質的な「価値」が目減りします。

■ インフレで減っていくお金の価値



収入と支出 ~年代に応じた必要額の把握とそなえを~

20代の貯蓄額

平均値/単身世帯
219万円

出典：金融経済教育推進機構
「家計の金融行動に関する世論調査」
[単身世帯調査] 令和5年（2023年）

家をたてるお金

土地付注文住宅 (全国)	新築マンション (全国)
4,903万円	5,245万円

出典：独立行政法人住宅金融支援機構
フラット35利用者調査 2023年度

教育のお金

すべて国公立	すべて私立
1,247万円	2,799万円

出典：文部科学省「子供の学習費調査（令和3年度）」、
独立行政法人日本学生支援機構「令和4年度 学生生活
調査結果」をもとに当行にて作成

セカンドライフのお金

退職金の平均金額*1
国家公務員
2,112万円

管理・事務・技術職
大学・大学院卒 | 高校卒
1,896万円 | **1,682万円**

ゆとりある 老後資金(月額)	公的年金 (月額)
37.9万円	23.0万円

セカンドライフを25年とすると
不足額=14.9万円(37.9万-23.0万円)
×12ヵ月×25年=
4,470万円

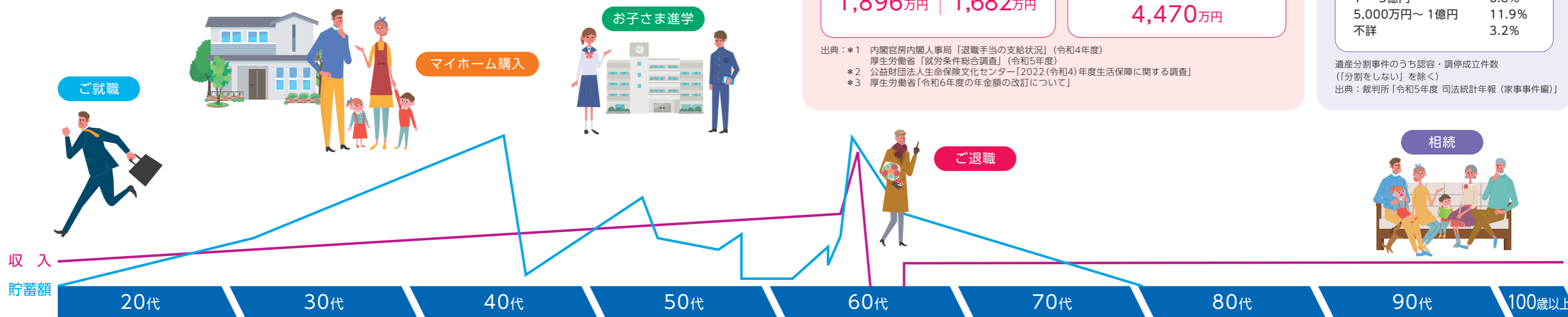
出典：*1 内閣官房内閣人事局「退職手当の支給状況」（令和4年度）
厚生労働省「就労条件総合調査」（令和5年度）
*2 公益財団法人生命保険文化センター「2022（令和4）年度生活保障に関する調査」
*3 厚生労働省「令和6年度の年金額の改訂について」

相続のトラブル

遺産分割事件件数の
遺産価額別割合
遺産価額5,000万円以下が
全体の約**77.6%**

その他	
5億円超	0.5%
1～5億円	6.8%
5,000万円～1億円	11.9%
不詳	3.2%

遺産分割事件のうち認容・調停成立件数
（「分割をしない」を除く）
出典：裁判所「令和5年度 司法統計年報（家事事件編）」



マイカー購入

新車購入のお金

全国平均
222万円

出典：総務省統計局
「小売物価統計調査（動向編）」（2023年報）
※小型乗用車



ご結婚

結婚のお金

挙式・披露宴・披露パーティ
総額
平均**343.9万円**

披露宴・披露パーティの
招待客人数
平均**52.0人**

出典：ゼクシィ 結婚トレンド調査2024調べ



お子さま誕生

出産のお金

全国平均
46.3万円

出典：厚生労働省保険局
第167回社会保障審議会
医療保険部会
出産費用の見える化等につ
いて
(令和5年9月7日)

お子さまへの援助

親・親族からの援助額のうち
挙式・披露宴・披露パーティに
使った金額
168.6万円

出典：ゼクシィ 結婚トレンド調査2024調べ



リフォーム

リフォーム総額平均(高齢者対応)
621.4万円

出典：国土交通省「平成25年 住生活総合調査」



介護のお金

介護費用の平均額
年間約**99.6万円**

出典：公益財団法人生命保険文化センター
「2021（令和3）年度生命保険に関する全
国実態調査」



葬儀のお金

葬儀費用一式
141.9万円

出典：総務省統計局「小売物価統計調査（動向
編）」（2023年報）

万一の場合の家族へのそなえ

世帯の普通死亡保険金額		(世帯主年齢別)	
35～39歳	45～49歳	55～59歳	65～69歳
2,525万円	2,980万円	2,312万円	1,478万円
40～44歳	50～54歳	60～64歳	70～74歳
2,714万円	2,296万円	2,033万円	1,460万円

出典：公益財団法人生命保険文化センター「2021（令和3）年
度生命保険に関する全国実態調査」



マイホーム ～夢の実現～

人生で最も高い買い物

夢のマイホーム。
人生で最も高い買い物だからこそ
資金計画は重要です。
無理のない返済計画で
住宅ローンを有効に活用しましょう。



「マイホーム購入」に関する
“お金のギモン”

- マイホーム購入の際の頭金や月々の返済はいくら？
- ローンはだれに相談すれば良いのだろうか？

お金の実際

住宅購入にかかる費用はどれくらい？

	土地付 注文住宅 (総件数：9,416)	建売住宅 (総件数：6,600)	中古 戸建住宅 (総件数：4,966)	新築 マンション (総件数：2,609)	中古 マンション (総件数：3,905)
住宅取得費	4,903万円	3,603万円	2,535万円	5,245万円	3,037万円
自己資金	473万円	294万円	219万円	1,188万円	529万円
月々返済額	143,200円	112,200円	83,000円	148,100円	93,500円

出典：独立行政法人住宅金融支援機構 フラット35利用者調査 2023年度をもとに当行にて作成
※上記各金額は調査対象総件数(全国)の平均値
※万円未満切り捨て(月々返済額を除く)

「マイホーム購入」に関する
銀行活用術

無理のない返済計画と見直しや借換えも、併せて保険の見直しを！



住宅ローンは30年や35年と長期にわたって返済するのが一般的です。無理のない返済計画を立てたつもりでも、その後、家計の収支や、借入金利の変動に合わせて、計画を見直すことも必要です。計画見直しの際は、より有利な住宅ローンへの借換えも検討しましょう。
また、住宅ローンには団体信用生命保険などの万一の際を保障する保険が付帯されている商品が多くあります。住宅ローンご利用の際は、必要な保障額に合わせた保険の見直しをまとめて行いましょう。
これらの相談にあたっては金融のプロである当行にご相談ください。



子どもの教育 ～子どもの夢の実現にも～

できることはしてあげたい！

教育費は、お子さまの成長とともに
年々増えていく傾向にあります。
お子さまが小さくお金がかからない時から
計画的に準備しましょう。

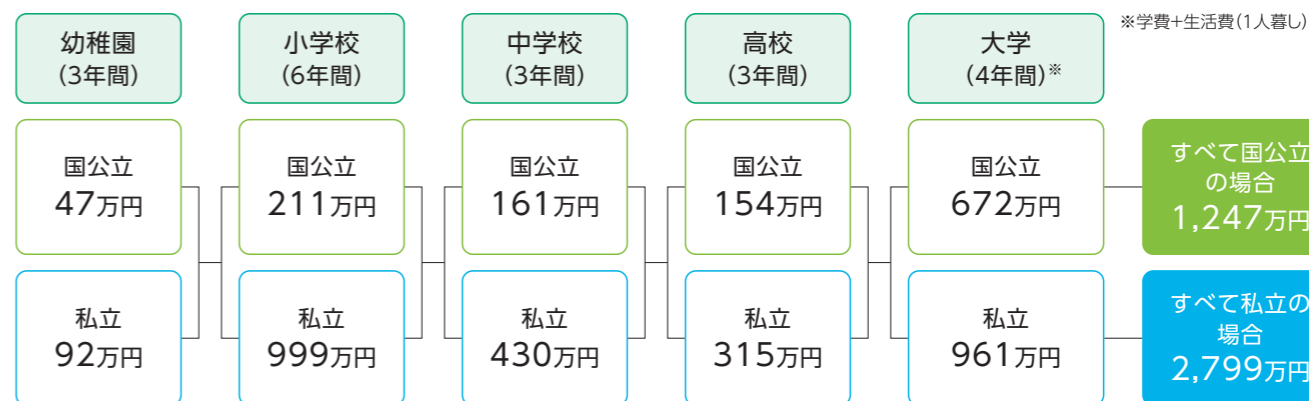


「子ども教育」に関する
“お金のギモン”

- いつ、いくらかかる？
- そのお金はどうやって用意すれば良いのだろうか？

お金の実際

教育にかかる費用はどれくらい？



出典：文部科学省 「子供の学習費調査(令和3年度)」
独立行政法人日本学生支援機構 「令和4年度学生生活調査結果」(昼間部)をもとに当行にて作成
※国立・私立のデータを使用

「子ども教育」に関する
銀行活用術

お子さまが生まれたら「つみたて」+「保障」で将来の教育資金にそなえましょう！



お子さまが生まれると同時に準備を始めたいのが教育資金です。教育費はお子さまの成長とともに年々増えていく傾向があります。お子さまが小さいうちからコツコツ「つみたて」をはじめると、将来の教育費の負担が軽くなります。
また、世帯主に万一のことがあっても希望する進路に進めるよう、リスクに対するそなえも必要です。中長期的目線での「つみたて」と、万一にそなえた「保障」の両方で準備されることをおすすめします。



万が一にそなえる ~自分・家族のために~

そなえる目的と金額から考えてみましょう

世代やご家族構成、ライフステージによって
そなえる目的や必要となる金額は変化します。
また何に不安を感じるかは人それぞれです。あなたがそなえたいのはどれですか？



「万が一にそなえる」に関する
“お金のギモン”

- 万一のときの費用はいくらかかるの？(病気・けが、死亡、介護・就労不能)
- すべて自分で準備するの？公的なそなえは？

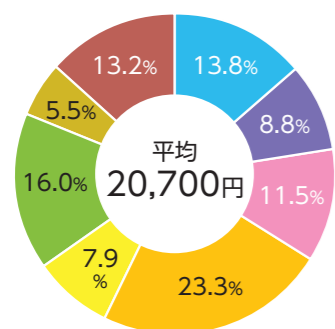
お金の実際

あなたのぴったりの保障と
負担のバランスを一緒に考えてみませんか。

万が一の際にかかる費用と受けられる公的な保障を確認して、不足する場合には保険商品の活用も考えておきましょう。

■ 入院時の1日あたりの自己負担額

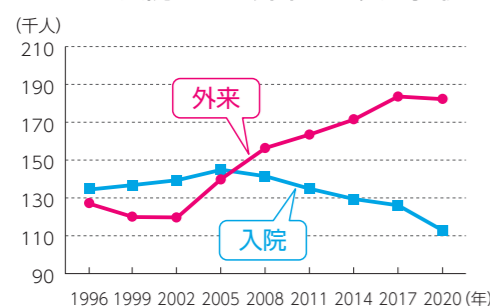
- 5,000円未満
- 5,000~7,000円未満
- 7,000~10,000円未満
- 10,000~15,000円未満
- 15,000~20,000円未満
- 20,000~30,000円未満
- 30,000~40,000円未満
- 40,000円以上



※過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人(高額療養費制度を利用した人+利用しなかった人(適用外含む))
※治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、日用品などを含む。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額
出典：公益財団法人生命保険文化センター
[2022(令和4)年度 生活保障に関する調査]

【公的なそなえ】公的医療保険(高額療養費等)

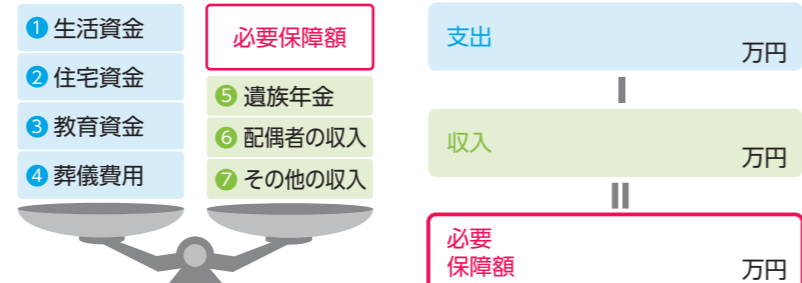
■ がんの入院患者・外来患者数の推移



出典：厚生労働省「令和2年(2020)患者調査の概況」

【公的なそなえ】公的医療保険(高額療養費等)

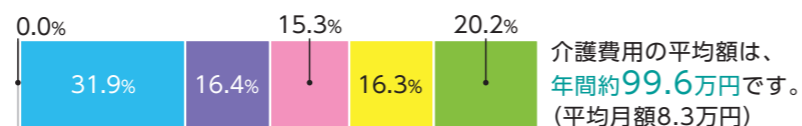
■ 万一の時に必要な保障額



【公的なそなえ】公的年金(遺族年金)、公的医療保険(埋葬料)

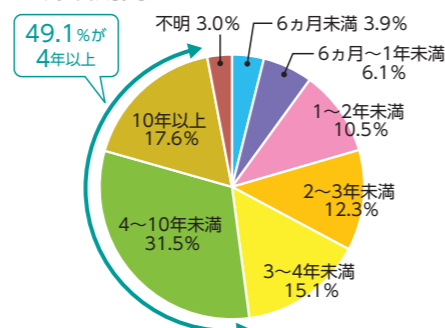
■ 介護費用(月額)

- 支払った費用はない
- 5万円未満
- 5万~10万円未満
- 10万~15万円未満
- 15万円以上
- 不明



出典：公益財団法人生命保険文化センター「2021(令和3)年度生命保険に関する全国実態調査」

■ 介護期間



「ご家族等の介護をした期間」は平均で**61.1ヵ月(5年1ヵ月)**となっています(過去3年間にご家族等の介護を実際に経験された方の介護期間)。

平均 61.1ヵ月

出典：公益財団法人生命保険文化センター
[2021(令和3)年度 生命保険に関する全国実態調査]

【公的なそなえ】公的介護保険(40歳以上)、公的年金(障害年金)、公的医療保険(傷病手当金)



セカンドライフ ~今から将来の準備を~

ゆとりあるセカンドライフにむけて

人生100年時代の長いセカンドライフをゆとりある
楽しいものとするために計画的に準備を始めましょう。



「セカンドライフ」に関する
“お金のギモン”

- 年金だけでセカンドライフを過ごすのは苦しそう。
- 老後資金ってどうやって準備すればいいのだろう？

お金の実際

夫婦2人のゆとりある生活をするにはいくら必要？

家計の実態は意外と厳しく、ゆとりあるセカンドライフには、早めの準備が必要です。
ゆとりあるセカンドライフのためにはいくら必要かご存知ですか？

$$\begin{matrix} \text{ゆとりある老後資金} \\ \text{(月額)} \\ \text{合計} 37.9 \text{万円} \end{matrix} - \begin{matrix} \text{公的年金} \\ \text{(月額)} \\ \text{万円} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{不足額} \\ \text{(月額)} \\ \text{万円} \end{matrix}$$

出典：公益財団法人生命保険文化センター「2022(令和4)年度生活保障に関する調査」

下記の「老齢年金の目安」を参考に計算してみましょう。

■ 老齢年金受取目安(月額)

加入年数	① 会社員・公務員		② 自営業	③ ①の配偶者(専業主婦) ②の配偶者(①に属さない)		①+③ 会社員・公務員と その配偶者(専業主婦)	②+③ 自営業と その配偶者
	平均標準報酬月額	25万円		35万円	45万円		
	A 老齢基礎年金 + 老齢厚生年金	B 老齢基礎年金	A + B	B + B			
25年	約8.5万円	約10.2万円	約12.0万円	約4.0万円	約4.0万円	約12.5~16.0万円	約8.0万円
30年	約10.2万円	約12.3万円	約14.4万円	約4.8万円	約4.8万円	約15.0~19.2万円	約9.6万円
35年	約11.9万円	約14.4万円	約16.9万円	約5.6万円	約5.6万円	約17.5~22.5万円	約11.2万円
40年	約13.6万円	約16.4万円	約19.3万円	約6.5万円	約6.5万円	約20.1~25.8万円	約13.0万円

加入条件等

- ①加入年数別の1人あたりの65歳から支給される金額です。
- ②平成15年4月以降は総報酬制の適用を受けますが、ここでは賞与額が全月取の30%として計算しています。
- ③加給年金、経過的加算などは考慮していません。
- ④一定の条件のもとに算出した計算上の目安額であり、実際の支給額を約束するものではありません。

老齢厚生年金の計算式

受給年額=[平均標準報酬月額×7.125/1000×平成15年3月までの加入月数]+[平均標準報酬月額×5.481/1000×平成15年4月以降の加入月数]
※生年月日が昭和21年4月2日以降の方の計算式になります。

※年金額は平成30年度の金額です。支給資格要件を満たしていない場合は支給されません。最新の情報は日本年金機構で確認できます。

相続 ~資産をつなぐ~

今からできる準備・対策があります

相続は他人事ではありません。
築き上げた財産を大切な家族が争う「争族」が増えています。
あなたの想いがカタチになるよう、事前の準備を
始めておきましょう。



「相続」に関する
“お金のギモン”

- 万一の時に「争族」にならないか心配。
- どのような準備が必要なのだろう？

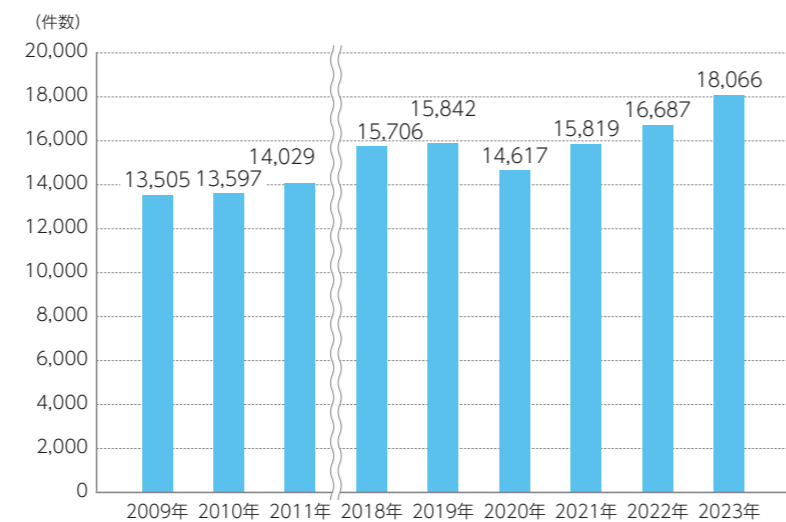
お金の実際

遺産分割に関する「争族」が増えています

3つの相続対策

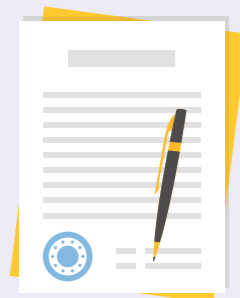
- 相続税対策
- 遺産分割対策
- 流動性資金対策

遺産分割事件件数



出典：裁判所「令和5年度 司法統計年報(家事事件編)」

「相続」に関する
銀行活用術

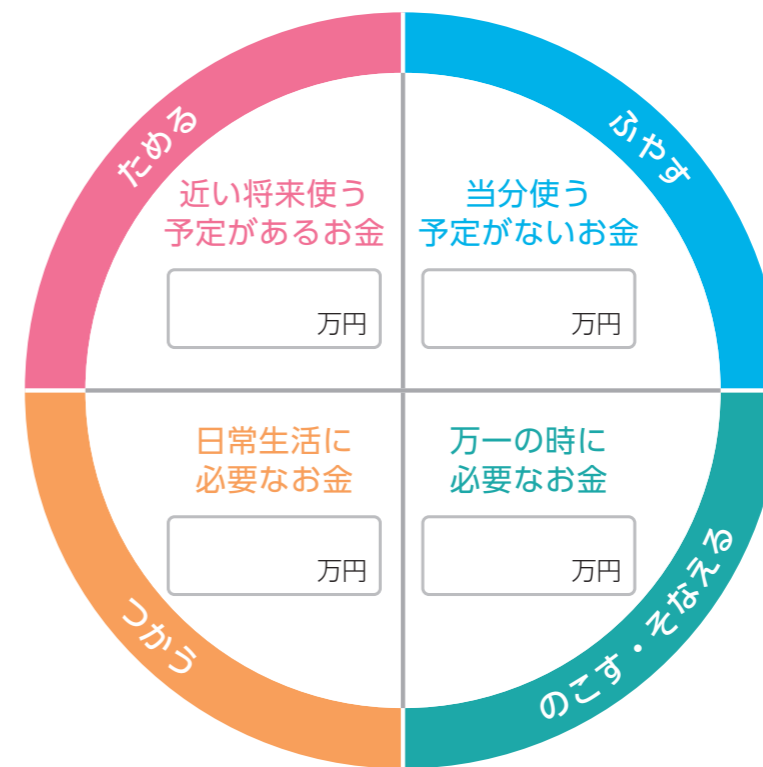


「遺言信託」を活用した事前準備のススメ

手続きが複雑な相続ですが、分からないまま何も対策をとらないでいると「争族」になってしまいます。「遺言信託」を活用することで、専門家がお客様のご意向や家族構成、保有財産を踏まえ、適切な遺産分割の考え方をアドバイスさせていただきます。
SBI新生銀行は、山田エスクロー信託の業務提携店として、「遺言信託」のお手伝いをしています。

資産づくりをはじめる前に

資産づくりをはじめる前に、ご自身のライフイベントとそれに必要なお金を把握して、お金を色分けしてみましょう。



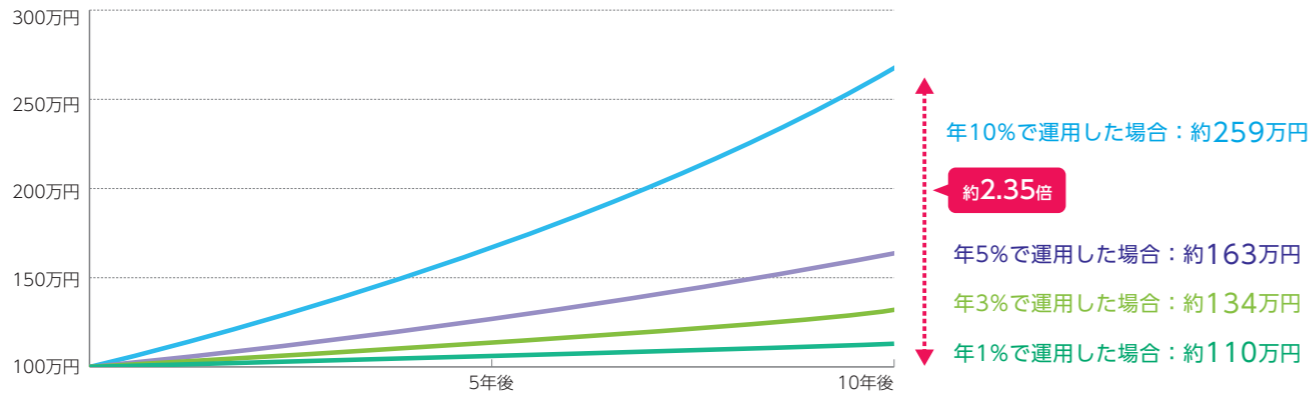
お金の目的	目的に適した商品
つかう 生活費(食費・光熱費) 生活の予備費 など	元本保証重視商品 元本が保証され、必要に応じて、お引き出しが可能な金融商品が適しています。
ためる 結婚資金 マイホーム購入資金 子どもの教育費 など	安定性重視商品 将来使う目的はあるが、使う時期が決まっていないようなお金は、リスクが小さくて安定的な収益が期待できる金融商品が適しています。
ふやす 老後の資金 ゆとりある生活に向けた お金 など	収益性重視商品 当面使う予定のないお金は、積極的かつ時間を味方につけて運用する金融商品が適しています。
そなえる のこす 万一の時のお金 医療費や介護費にそなえる 配偶者や子どもにのこす お金 など	保険商品 「万一の時や病気やケガで働けなくなったり、介護が必要になった時に家族が困らないようにしておきたい」「築きあげてきた資産を大切な家族のためにのこしたい」などには保険商品が適しています。

資産づくりのポイント ~ お金に働いてもらおう ~

低金利が続く日本では、預金だけでお金をふやすのは難しそうです。
お金をふやす方法の1つとして「金利」を知り、お金にも働いてもらいましょう。

金利でどれくらい差がつく？

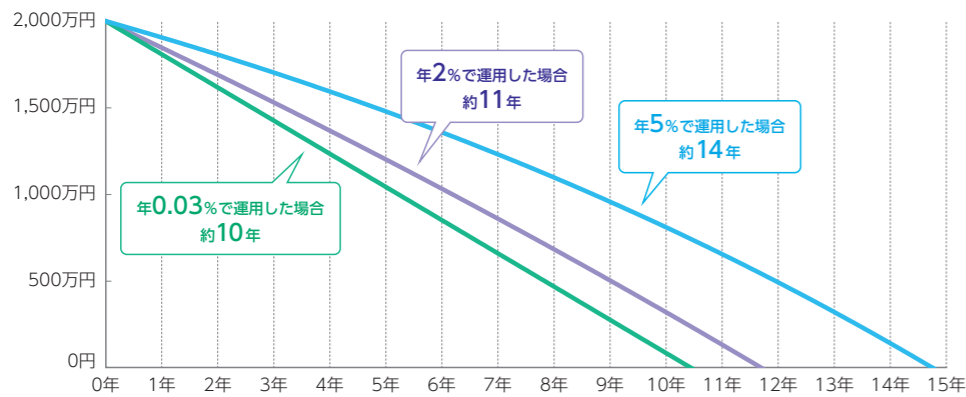
■ 100万円を10年間確定利回りで運用した場合(1年複利)の元利金総額のイメージ



※将来の運用成果を約束するものではありません。また、税金等は考慮していません。

今の資産がいつまでもつ？

■ 2,000万円の資金を毎月16万円^(※1)ずつ取り崩した場合のお金の寿命(課税前、複利)^(※2)



※1：公益財団法人生命保険文化センター「令和4年度生活保障に関する調査」の老後を夫婦2人で暮らしていく上で必要と考える「ゆとりある老後生活費」月37.9万円より、厚生労働省報道発表資料「令和5年度の新規裁定者(67歳以下の方)の年金額の例」の「サラリーマン世帯夫婦2人の公的年金受取額」月22.4万円を差し引いて算出した毎月の不足金額(小数点以下は切り上げ)
※2：2,000万円を一定の利回りで運用しながら一定金額を取り崩していくシミュレーションであり、特定の商品の運用成果を保証、示唆するものではありません。計算にあたっては1か月複利計算、月末引き出しにて計算しています。複利、課税前。
※運用に係る税金、費用等は一切考慮していません。



複利の効果を活用するにも今のような低金利では、なかなか増えません。
そのため、うまくリスクを取って運用することも必要ではないでしょうか？

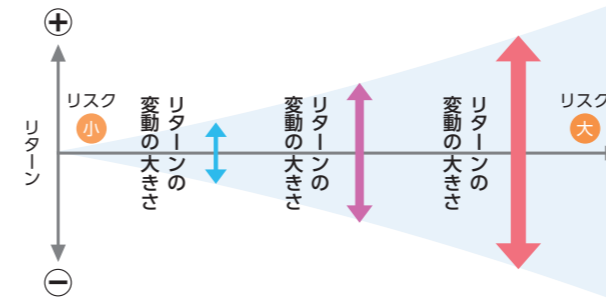
資産づくりのポイント ~ リスクについて ~ 理解しよう

資産運用にはさまざまな「リスク」があります。それについて正しくご理解いただくことが大切です。これらの「リスク」はいわゆる「危険」や「損失」のことよりも、「可能性」や「(期待される収益の)変動の大きさ」のことを示しています。そのため、一般的にリスクが小さい資産はリターンも小さく、リスクが大きい資産はリターンも大きくなる傾向があります。

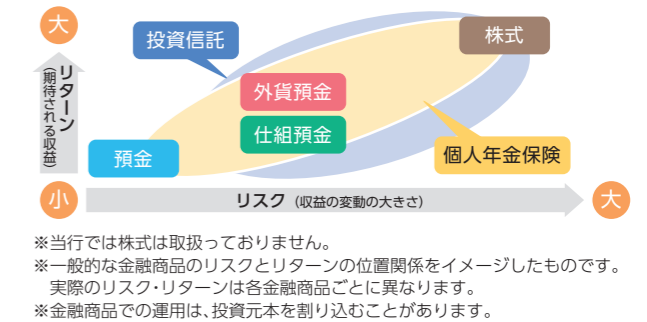
リスクとリターンについて(価格変動リスク)

■ リスク=期待される収益の変動の大きさ

収益が期待できるものほど、変動の大きさが大きくなります

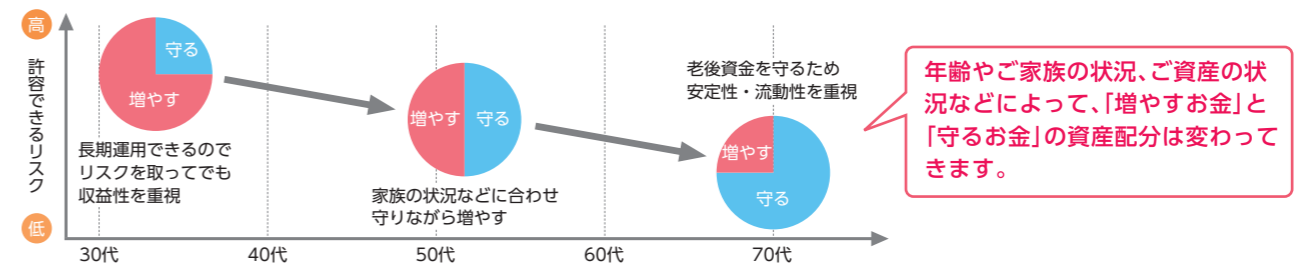


■ 金融商品によってリスクとリターンは異なります



ライフステージによって資産構成の見直しも

■ 年代と資産構成のイメージ



さまざまな「リスク」

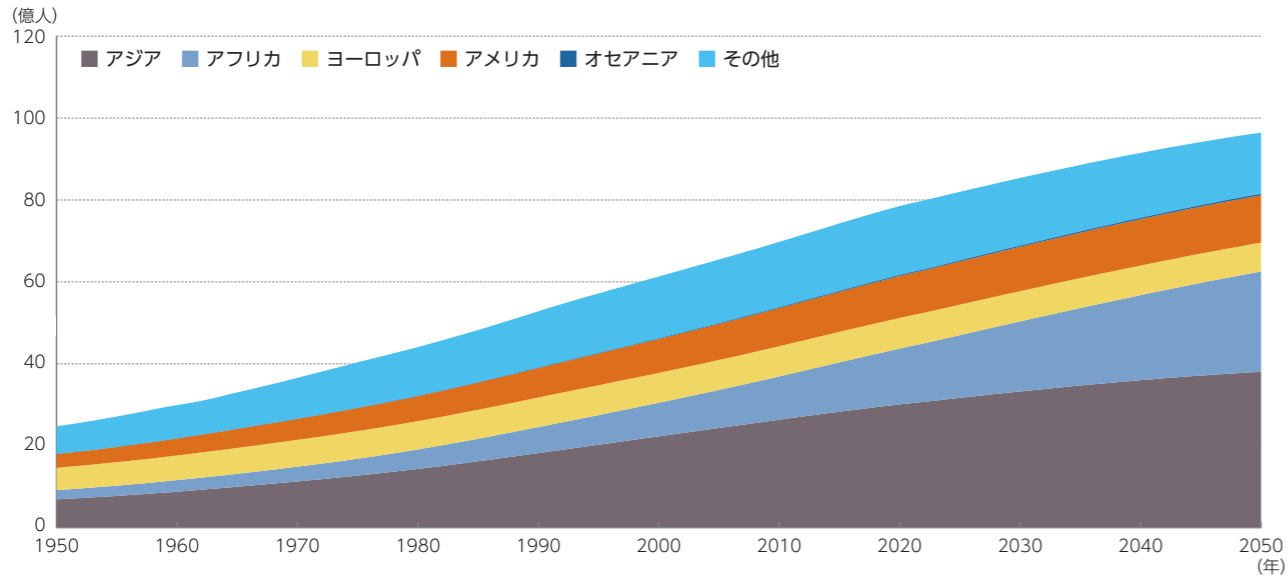
価格変動リスク	株式、公社債など値動きのある有価証券に投資することによる価格が変動する可能性のこと。一般的に運用でのリスクはこの価格変動リスクを示します。
金利変動リスク	債券価格は、金利が上昇すると値下がりし、金利が低下すると値上がりします。そのため債券に投資した場合、金利の変化で価格変動リスクが生じます。
為替変動リスク	外貨建て資産に円で投資した場合、円高になると価格が値下がりするなど、異なる通貨間の為替相場の変動を受けて価格変動リスクが生じます。
信用リスク	株式や国債・債券などを発行している国や企業が投資家から預かっていたお金や利息の一部または全部を返済できなくなる可能性のこと。それらに投資した場合には、価格変動リスクが生じます。
流動性リスク	取引をしたいときに、取引が制限されたり、価格差が非常に大きくなるなど適正な価格で取引ができない可能性のこと。その影響を受けると、価格変動リスクが生じます。

※上記のほかにも、投資対象によっては、さまざまなリスクがあります。

資産づくりのポイント ~投資先はグローバルで考えよう~

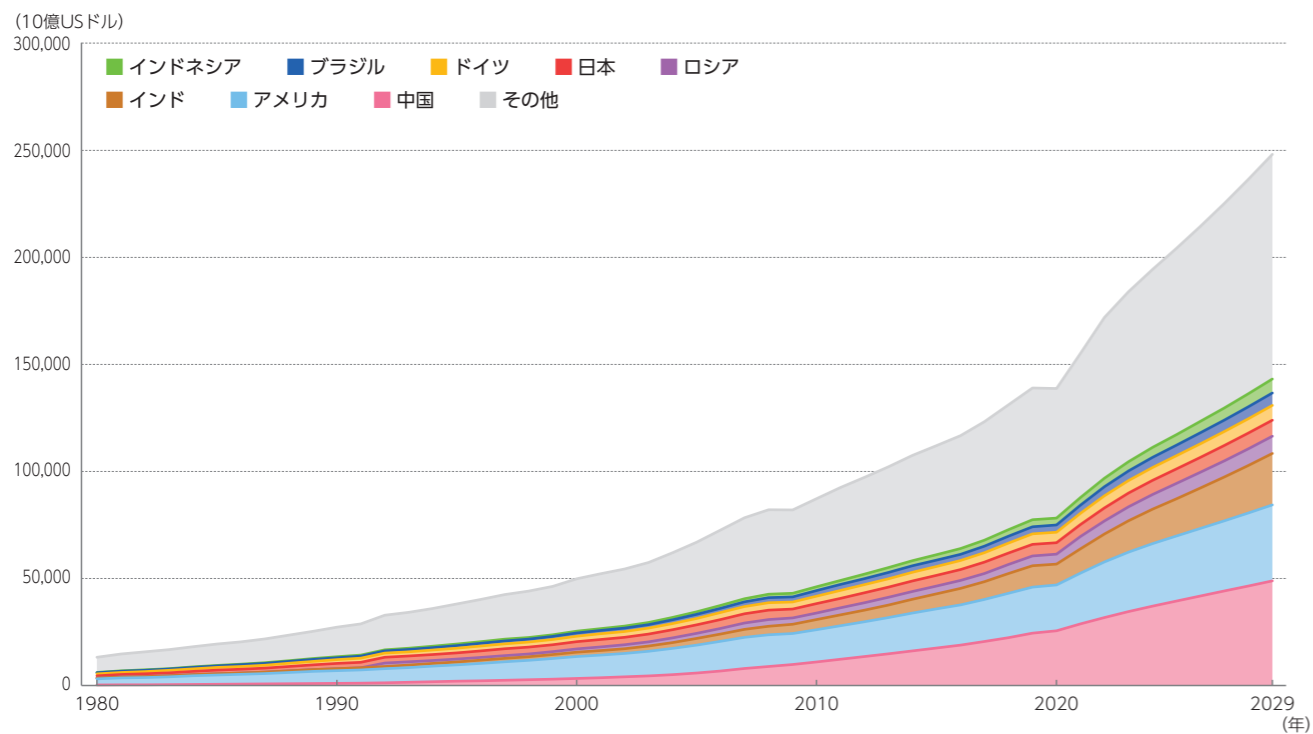
世界の人口推移

世界の人口は増え続けており、2050年には約97億人に達すると予想されています。



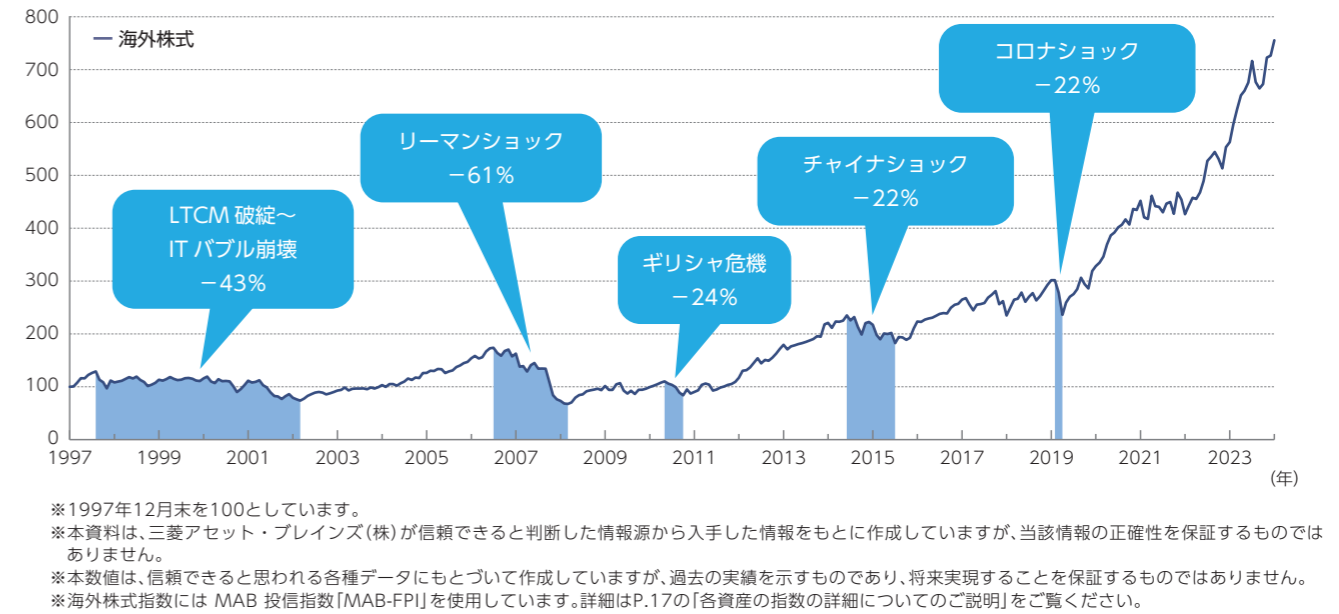
世界のGDP推移

2024年に世界の購買力平価GDPの合計は約194兆ドルを突破し、そのうち下記の8か国で約60%を占めています。

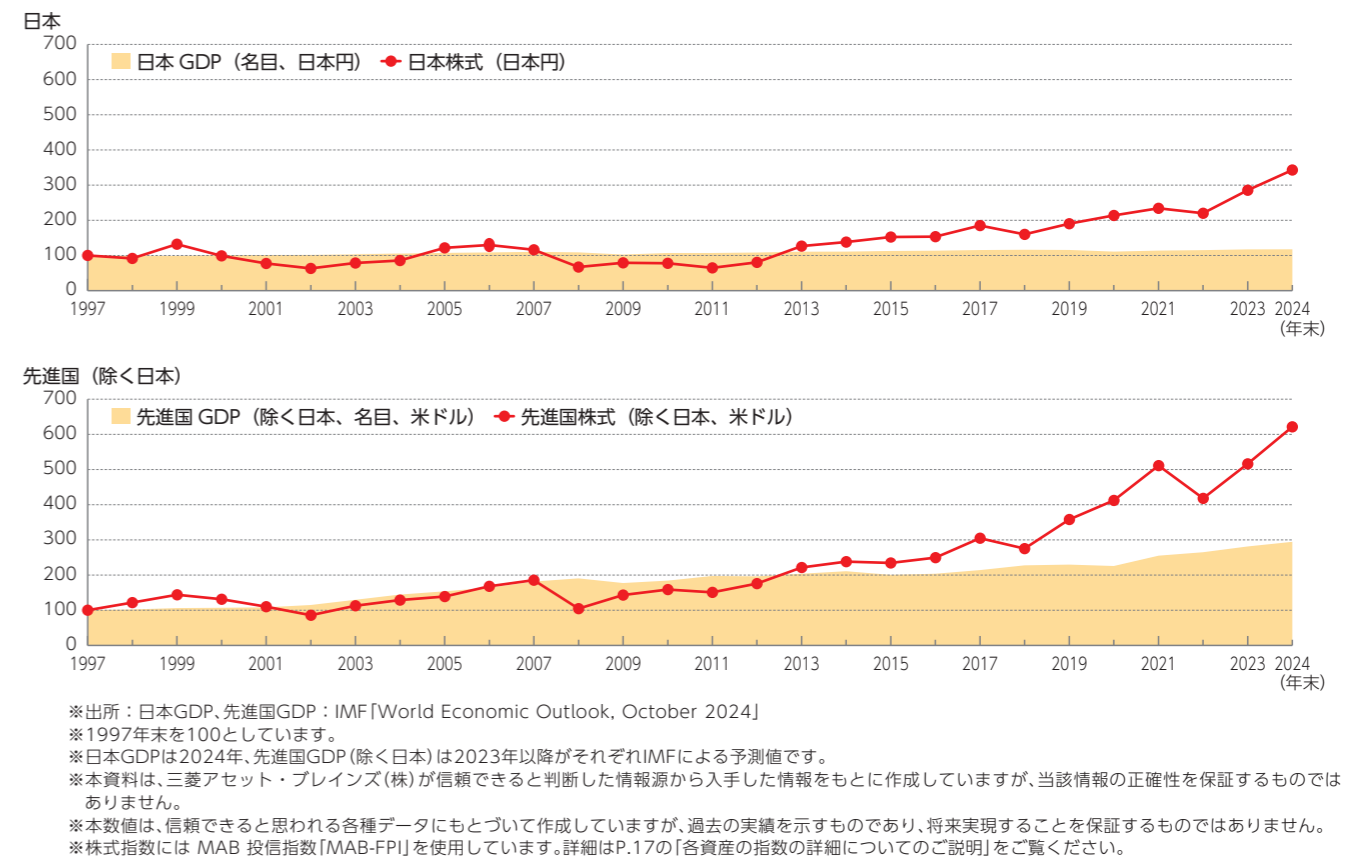


世界の株式市場

様々な経済危機がありました。長期的に見ると株式市場は右肩あがりに成長しています。



GDPと株式市場の推移



リスク低減のポイント ~分散・長期が投資の基本~

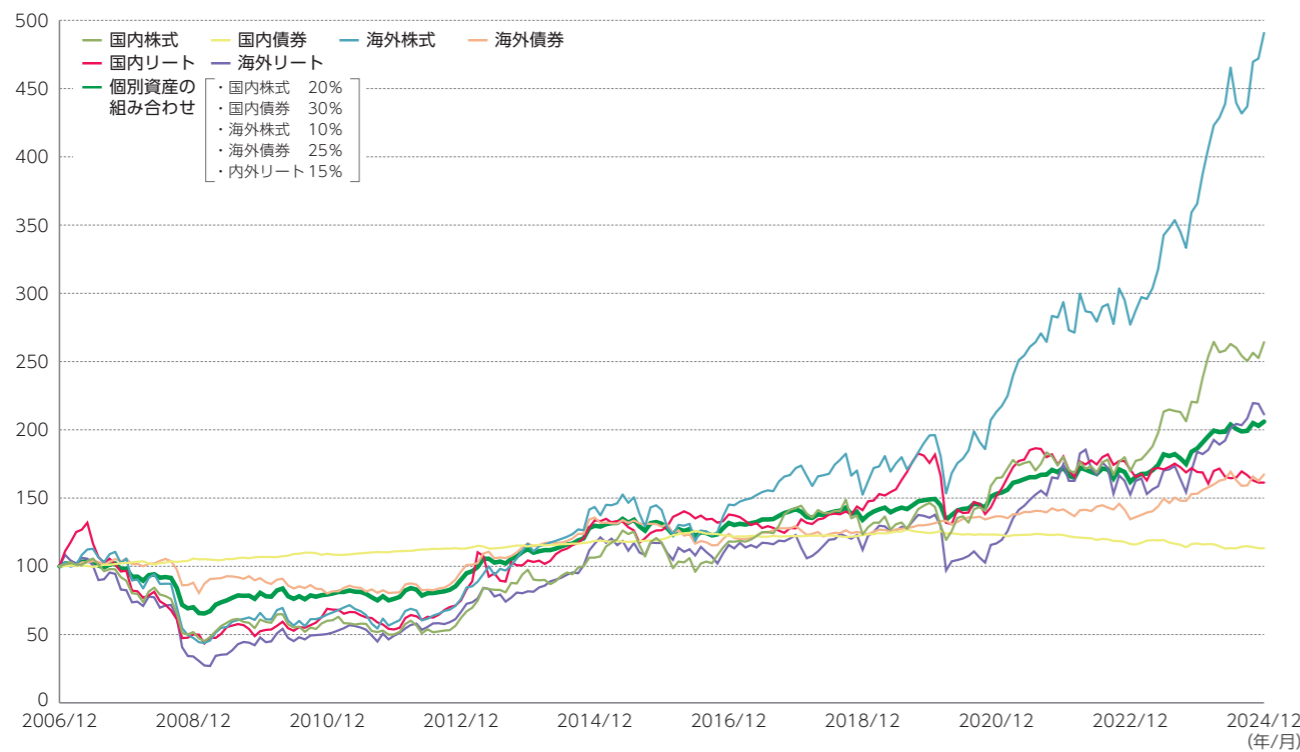
運用成果を安定させる分散・長期投資

資産づくりのポイントとしてリスクを知っていただいたうえで、そのリスクを低減するためのキーワードは「分散投資」「長期投資」になります。



① 資産分散

■ 個別資産と個別資産の組み合わせの値動き



※2006年12月末を100としています。
 ※「個別資産の組み合わせ」は毎月末にリバランスを行っています。
 ※本資料は、三菱アセット・ブレインズ(株)が信頼できると判断した情報源から入手した情報をもとに作成していますが、当該情報の正確性を保証するものではありません。
 ※本数値は、信頼できるとされる各種データにもとづいて作成していますが、過去の実績を示すものであり、将来実現することを保証するものではありません。
 ※各資産の指数にはMAB投信指数「MAB-FPI」を使用しています。詳細は以下の「各資産の指数の詳細についてのご説明」をご覧ください。

各資産の指数の詳細についてのご説明

● MAB 投信指数「MAB-FPI (Fund Performance Index)」は、三菱アセット・ブレインズ株式会社(以下、MAB)が開発した、日本の公募追加型株式投資信託全体の動向を表す日次投資収益率指数です。本指数に対する著作権等の知的財産その他一切の権利はMABに帰属します。MABは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。各資産の使用指数は、国内株式/日本株式：MAB-FPI 国内株式(パッシブ)、国内債券：MAB-FPI 国内債券(パッシブ)、海外株式：MAB-FPI 外国株式(先進国)(除く日本、ヘッジなし、パッシブ)、新興国株式：MAB-FPI エマージング株式(ヘッジなし、パッシブ)、海外債券：MAB-FPI 外国債券(先進国)(除く日本、ヘッジなし、パッシブ)、国内リート：MAB-FPI 国内REIT(パッシブ)、海外リート：MAB-FPI 外国REIT(除く日本、ヘッジなし、パッシブ)、内外リート：MAB-FPI 内外REIT(ヘッジなし、パッシブ)、先進国株式(除く日本、米ドル)：MAB-FPI 外国株式(先進国)(除く日本、ヘッジなし、パッシブ、米ドルベース)です。

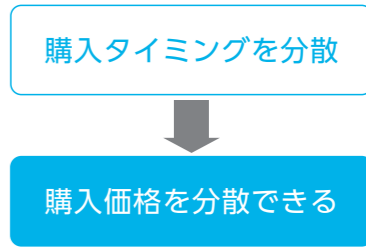
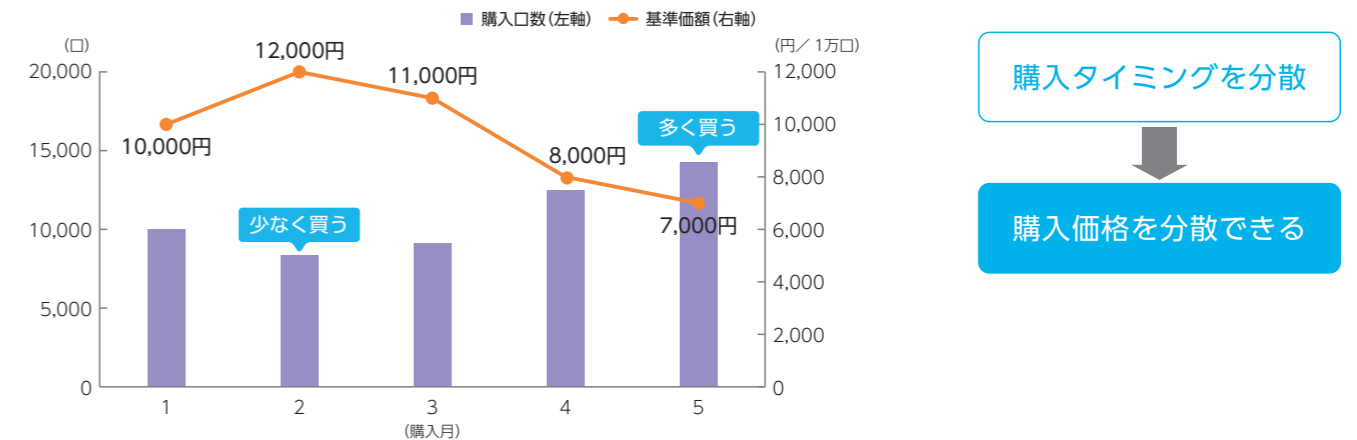
② 長期投資

価格が変動する商品は短期間で上下します。そのため、運用開始直後に損をすることもあります。しかし、5年、10年と長期で保有すれば、価格が回復することが多く、損をすることが低くなります。統計データでも、短期的には値動きが大きい商品でも、長期保有でリスクが小さくなるとされています。このように、長期投資により安定した収益が期待できます。

③ 時間分散

価格が変動する金融商品に投資する場合、常に最安値で購入することは難しいものです。そのため、一度にすべての資産を投資するよりも、購入時期を分散し、さまざまなタイミングで購入することが勧められます。

■ 投資信託を毎月10,000円ずつ購入した場合の例



資産別年間リターン 歴代ランキング

運用する資産を分散させることで、安定的な運用を目指すことが可能です。

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
1位	国内株式 57.1%	海外株式 23.0%	国内株式 10.3%	新興国株式 6.3%	新興国株式 31.6%	国内債券 0.7%	海外株式 28.5%	国内株式 12.4%	海外株式 37.8%	海外債券 -5.1%	海外株式 32.0%	海外株式 34.2%
2位	海外株式 53.5%	海外債券 16.3%	国内債券 0.7%	海外株式 2.8%	国内株式 20.7%	海外債券 -3.9%	国内株式 18.8%	海外株式 8.8%	バランス型 11.5%	国内債券 -5.4%	国内株式 29.7%	国内株式 20.1%
3位	バランス型 28.2%	バランス型 12.8%	海外株式 -1.5%	国内債券 2.2%	海外株式 18.5%	バランス型 -8.9%	新興国株式 17.9%	バランス型 7.4%	国内株式 9.5%	バランス型 -5.4%	バランス型 18.2%	新興国株式 19.6%
4位	海外債券 21.4%	新興国株式 11.8%	バランス型 -2.1%	バランス型 2.1%	バランス型 14.6%	海外株式 -11.3%	バランス型 14.2%	新興国株式 7.3%	新興国株式 8.8%	海外株式 -5.7%	新興国株式 16.9%	バランス型 15.7%
5位	新興国株式 13.7%	国内株式 9.0%	海外債券 -4.9%	国内株式 0.7%	海外債券 4.6%	国内株式 -13.6%	海外債券 5.0%	海外債券 4.7%	海外債券 3.6%	国内株式 -6.0%	海外債券 13.9%	海外債券 9.3%
6位	国内債券 1.5%	国内債券 3.6%	新興国株式 -15.7%	海外債券 -4.1%	国内債券 -0.1%	新興国株式 -17.1%	国内債券 1.2%	国内債券 -0.9%	国内債券 -0.3%	新興国株式 -6.6%	国内債券 0.4%	国内債券 -3.0%

※バランス型は国内株式、国内債券、海外株式、海外債券、新興国株式に均等投資し、毎月末にリバランスした仮定で計算したものを使用しています。
 ※本資料は、三菱アセット・ブレインズ(株)が信頼できると判断した情報源から入手した情報をもとに作成していますが、当該情報の正確性を保証するものではありません。
 ※本数値は、信頼できるとされる各種データにもとづいて作成していますが、過去の実績を示すものであり、将来実現することを保証するものではありません。
 ※各資産の指数には MAB 投信指数「MAB-FPI」を使用しています。詳細はP.17の「各資産の指数の詳細についてのご説明」をご覧ください。

目的に合った商品を選ぼう

目的に応じた商品を選びましょう！

マネープラン	ポイント	目的に合った商品			
		小 ← お客さまのリスク許容度 → 大			
ためる	<p>【お金の目的】 結婚資金、マイホーム購入資金、子どもの教育費など</p> <p>【適した商品】 将来使う目的はあるが、使う時期が決まっていないようなお金は、リスクが小さくて安定的な収益が期待できる金融商品が適しています。</p>	元本保証重視商品 円預金	安定性重視商品 投資信託 ファンドラップ 外貨預金 金銭信託	収益性重視商品	保険商品 養老保険 個人年金保険 終身保険
ふやす	<p>【お金の目的】 老後の資金、ゆとりある生活に向けたお金など</p> <p>【適した商品】 当面使う予定のないお金は、積極的かつ時間を味方につけて運用する金融商品が適しています。</p>		投資信託 ファンドラップ 外貨預金 仕組預金 金銭信託 債券		個人年金保険 養老保険 終身保険
そなえる	<p>【お金の目的】 万一の時のお金、医療費や介護費などにそなえる</p> <p>【適した商品】 万一の時や病気やケガで働けなくなったり、介護が必要になった時に家族が困らないようにしておきたいなどには保険商品が適しています。</p>	元本保証重視商品 円預金			定期保険 終身 / 養老保険 医療 / がん保険
のこす	<p>【お金の目的】 配偶者や子どもにのこすお金など</p> <p>【適した商品】 築きあげてきた資産を大切な家族のためにのこしたいなどには保険商品も一つの選択肢となります。</p>	元本保証重視商品 円預金			定期保険 終身 / 養老保険

マネープラン実現の具体例

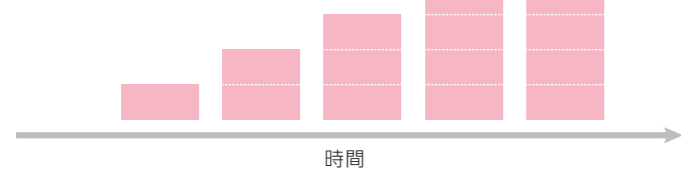
ためる

安定的に資金をためる

安全性も重視し、安定的な運用が期待できる商品を選びましょう。また将来にむけてまとまった資金をつくるためには、「積立」を活用することで、小額からでも一定の金額を定期的に継続してためることができます。

■ 積立

一定の金額を継続的に投資するイメージ図



主な金融商品 円預金 / 外貨預金 / 金銭信託 / 積立(外貨、投資信託) / ファンドラップ など

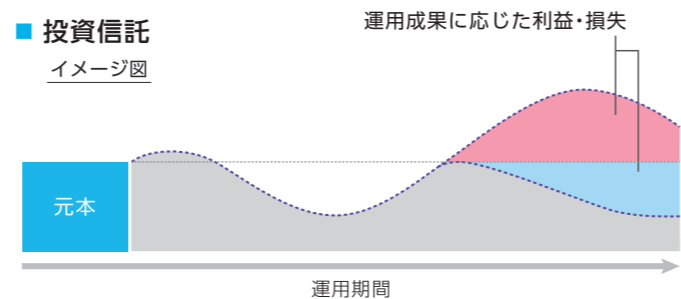
ふやす

運用してふやす

値動きのある商品で、運用しながら得られる収益でふやしていきます。

■ 投資信託

イメージ図



主な金融商品 外貨預金 / 投資信託 / ファンドラップ / 個人年金保険 など

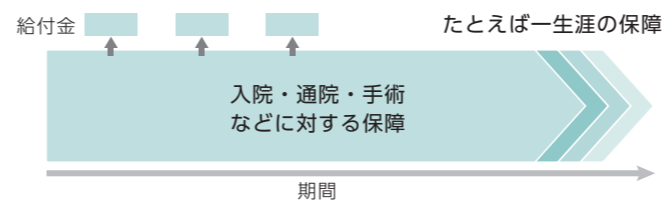
そなえる

病気やケガ、介護等にそなえる

公的医療保険や公的介護保険で範囲外となる自己負担分の資金にそなえる必要があります。

■ 医療保険

イメージ図



主な金融商品 医療保険 / がん保険 / 終身保険(介護保障付)など

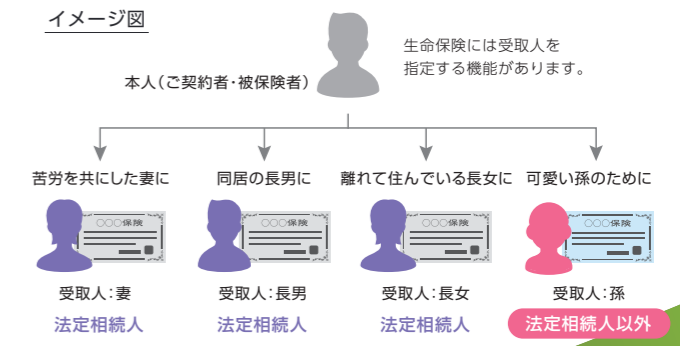
のこす

相手を決めてのこす

のこされた方の生活保障、または納税資金として、あらかじめ決まった方にお金をのこします。

■ 終身保険を活用した財産分割例

イメージ図



主な金融商品 終身保険 / 定期保険 など

SBI新生銀行が取り扱う運用商品のご紹介

掲載商品についてより詳しい説明をご希望の場合は、スタッフまでお申し付けください。

円預金・円定期預金

元本割れしないことを最重視するお客さまに。いつでも自由に入出金ができる普通預金や預入期間と適用金利が決まっている定期預金があります。

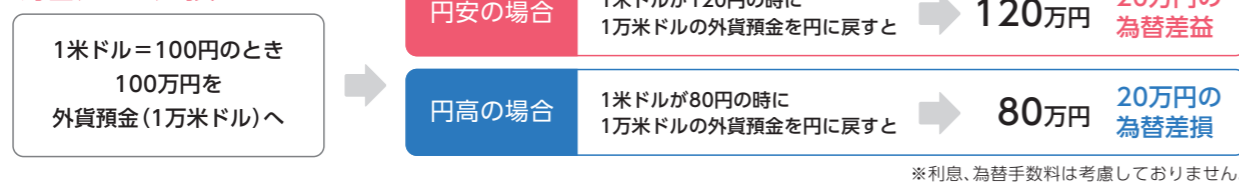
- メリット**
 - 元本保証、定期預金なら金利も確定。安全・確実に運用できます。
- ▲ ご注意点**
 - 適用金利が低い。

外貨預金・外貨定期預金

為替変動リスクを許容できるお客さまに。米ドルやユーロなど海外の通貨で預け入れができる預金です。

- メリット**
 - 円安になれば為替差益が期待できます。
 - 通貨によって金利が異なり、通常の円預金よりも高い金利で預入できる通貨もあります。
- ▲ ご注意点**
 - 円高になると為替差損が生じます。
 - 通貨の交換の都度為替手数料がかかります。

為替差益・差損とは



仕組預金

通常の預金よりも高い金利を期待したいお客さまに。特定の条件が付いた預金です。満期まで持てば元本保証の円仕組預金をはじめ、外貨仕組預金、二重通貨定期預金など許容可能なリスクや、預入期間に応じてさまざまな商品選択が可能です。

- メリット**
 - 一定のリスクを許容することで、通常の預金よりも高い金利が期待できます。
 - 預入期間や金利が決まっています。
- ▲ ご注意点**
 - 一定のリスクを負うことで、元本割れになる場合もあります。
 - 中途解約ができません。

債券

債券とは国や地方公共団体、企業等が投資家から資金調達を行う際に発行される有価証券のことです。代表的な債券としては、国の発行する「国債」、地方公共団体が発行する「地方債」、企業が発行する「社債」が挙げられます。

- メリット**
 - 定期的に利息を受け取ることができます。
 - 償還日までの間に債券の価格が変動しても、償還日を迎えると額面金額で償還されます。
- ▲ ご注意点**
 - 発行者の財務状況が悪化した場合、元本や利息の支払不能等のリスクがあります(信用リスク)。
 - 債券価格は日々変動するため、中途売却する場合は損失が発生する可能性があります。

投資信託

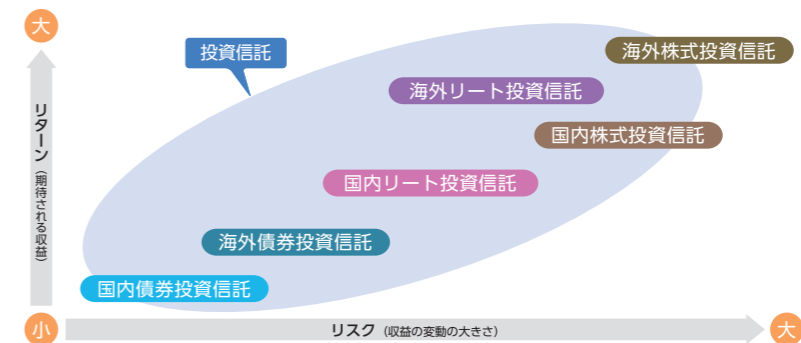
お客さまの許容可能なリスクに応じて中長期運用や分散投資など、さまざまな投資先や運用方法の選択が可能。NISAなど運用を支援する制度も用意、整備されています。

投資信託は、投資家から集めたお金をひとつの大きな資金としてまとめ、運用の専門家が各商品の運用方針に応じてさまざまな資産に投資する金融商品です。

- メリット**
 - さまざまな種類の投資対象に少額から投資できます。
 - 多くの銘柄に分散して投資することにより、リスクの軽減が期待できます。
 - お客さまに代わって、運用の専門家が長年の経験とノウハウを活かして運用します。
- ▲ ご注意点**
 - 運用の結果次第では損失が生じ、投資元本を割り込む場合があります。

■ 投資信託の種類別のリスクとリターンの関係

投資信託には、リスクの小さい商品からリスクの大きい商品までさまざまな種類があります。リスクとは収益、損失の振れ幅、変動幅のことです。リスクを大きくした場合、大きな損失を被る可能性も高くなりますが、リターンについても振れ幅が大きくなり、大きな収益が期待できます。ご希望の投資対象や、運用へのご要望、許容できるリスクに応じて、ファンドをご選択いただくことが大切です。



※上記はイメージ図であり、実際のリスクとリターンとは異なる場合があります。
※SBI新生銀行で投資信託のお取引をするには、金融商品仲介口座の開設が必要です。

掲載の各商品には固有のリスクなどがあります。本冊子の巻末「各商品のご留意事項」を必ずご覧ください。

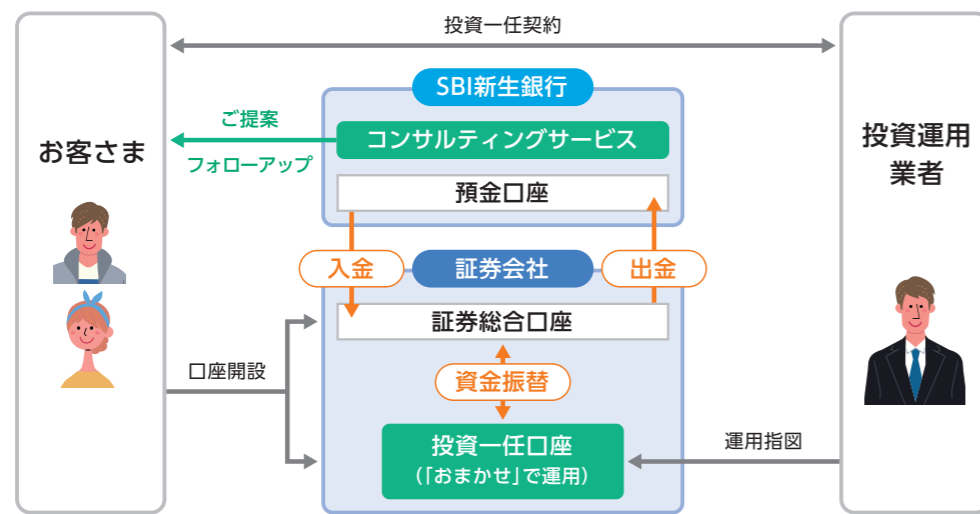
SBI新生銀行が取り扱う運用商品のご紹介

ファンドラップ

ファンドラップとは、お客さまの資産運用の考え方等をもとに、複数のファンドを組み合わせた資産配分をご提案し、それに基づき運用、管理を行うサービスです。投資運用業者はお客さまと投資一任契約*を締結し、お客さまに代わって資産配分の決定等を行います。また金融機関は売買の執行、口座管理等を一括して請け負います。

*投資一任契約とは、お客さまが、投資運用業者に投資判断の全部を一任するとともに、お客さまのための運用を行うのに必要な権限を委任していただく契約です。

■ 投資一任契約の仕組み図(例)



■ ファンドラップのメリット

メリット ① 専門のコンサルタントに相談しながら運用を開始できます。

ヒアリング結果に基づいた投資プランが金融機関より提案されるため、自分に合った「適切な資産配分」を見つけることができます。

メリット ② 運用の見直しなども自動で実施されます。

運用期間中の配分見直しやリバランスなどのメンテナンスもお客さまに代わって投資運用業者が行います。「おまかせ」で運用することができますので、「時間」と「労力」を使わず運用を行いたいというお客さまに適しています。

■ 投資信託との違い*

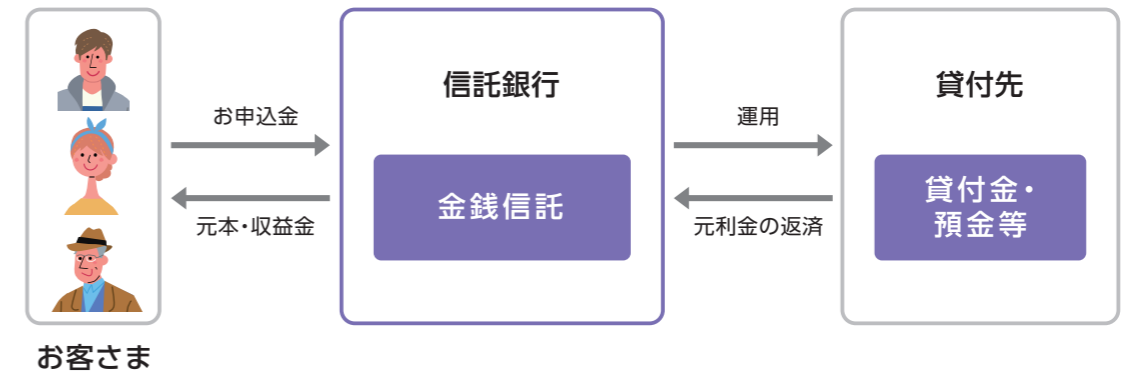
	ファンドラップ	投資信託
ファンド・資産配分の選択	投資するファンド、組み合わせ等を投資運用業者が選定、管理	投資するファンド、組み合わせ等をお客さまご自身で選択・管理
運用期間中の見直し	投資運用業者が定期的に見直し	お客さまご自身で相場状況等を確認し、必要に応じて見直し
コスト	投資一任報酬+信託報酬	購入手数料+信託報酬+信託財産留保額
運用結果の報告	個別のお客さまごとに運用報告書が作成される	ファンドごとに運用報告書が作成される
リスク	為替変動リスクや価格変動リスクなど、市場変動による元本割れリスクがある	為替変動リスクや価格変動リスクなど、市場変動による元本割れリスクがある

*本表については一般的な商品カテゴリーの特徴を記載したものととなります。詳細は個別商品ごとの目論見書等をご確認ください。

金銭信託 (実績配当型)

信託銀行がお客さまにかわり、あらかじめ決められた方針に沿ってご資金を管理・運用して、得られた収益をお客さまに配分する商品です。受け取れる金額が事前に想定でき、期間を決めて運用したいお客さまに。

■ ご資金の流れ(イメージ図)



■ 金銭信託のメリット

メリット ① 円預金よりも高い利回りを期待できます。

信託期間が終了すると、信託期間中の運用実績に応じて、元本と運用利益を受け取ることが出来ます。

メリット ② 期間や予定配当率、格付けの安全性などを事前に確認して購入できます。

保有期間や配当額の目安、格付会社目録での安全性を事前に知ることができます。

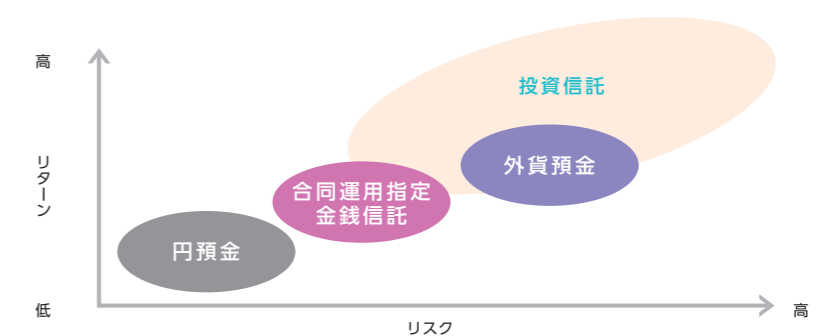
メリット ③ リスクの高い商品は避けたいというご意向のお客さまも、安心して保有いただけます。

はじめての投資でリスクの高い商品は心配というお客さまでも、安心して保有いただけます。

■ 金銭信託の位置付けとご注意点

金銭信託は、安全性の高い債権などが運用先として設定されていることが一般的であるため、安心して保有いただけます。ただし、円預金ではないため元本や予定配当率が保証されているわけではないので、注意が必要です。また、中途換金もできません。

一般的な金銭信託の位置付けイメージ



※図はリスク、リターンのイメージであり、実際とは異なる場合があります。

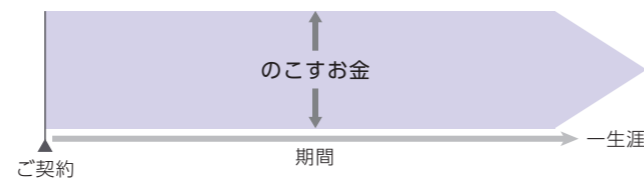
SBI新生銀行が取り扱う保険商品のご紹介

終身保険

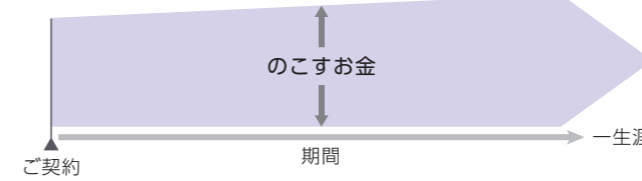


万一のそなえ 資産形成 資産運用

■ 確定利回りで
一生涯の死亡保障と貯蓄を準備するタイプ



■ 資産運用の成果を期待しながら
一生涯の死亡保障と貯蓄を準備するタイプ



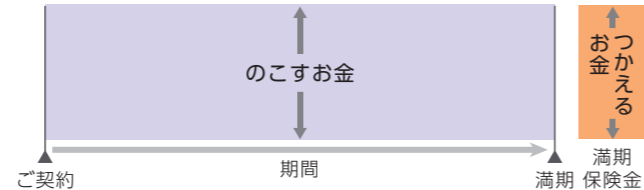
- 一生涯にわたり保障が継続し、万一の場合にはご家族にお金をのこすことができる保険です。
- 将来資金として死亡保障に代え、解約返戻金を受け取ることもできます。

養老保険

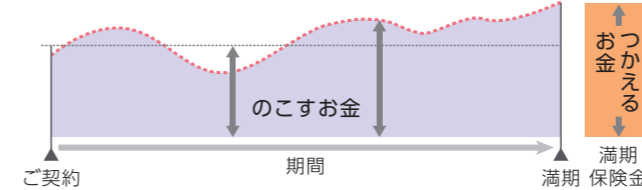


万一のそなえ 資産形成 資産運用

■ 確定利回りで
定額の死亡保障と満期保険金を準備するタイプ



■ 資産運用をおこないながら
死亡保障と満期保険金を準備するタイプ



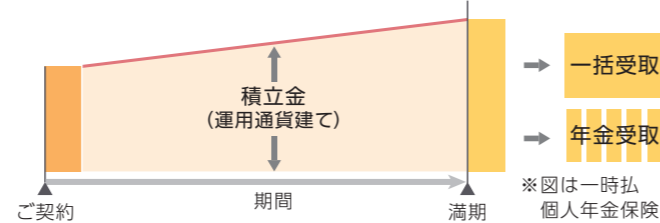
- 一定の期間に万一の場合、ご家族にお金をのこすことができる保険です。
- 保険期間満了時に満期保険金を受け取れます。

個人年金保険

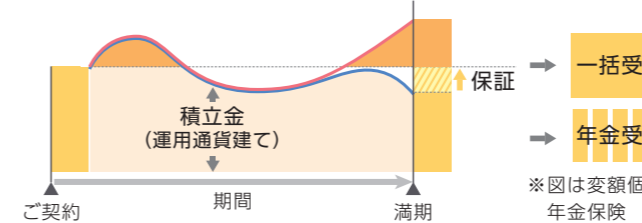


老後のそなえ 資産形成 資産運用

■ 確定利回りで定額の年金を準備するタイプ



■ 資産運用をおこないながら年金を準備するタイプ



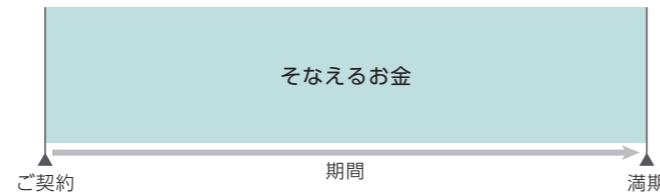
- 予め決めておいた年齢から一定期間または一生涯にわたり年金を受け取れる保険です。
- 年金は毎年受け取る方法のほか、満期時に一括して受け取る方法もあります。

● 資産運用の要素がある保険商品※にはリスクがあり、保険金・年金・給付金・解約返戻金等のお受け取り額が、払込保険料相当額を下回る場合があります。
● 外貨建ての保険商品は、為替レートによって保険金・年金・給付金・解約返戻金等のお受け取り時の円換算額が、円換算した払込保険料相当額を下回る場合があります。
※「資産運用の要素がある保険商品」とは、市場リスクを有する生命保険商品であり、具体的には変額保険、外貨建保険、市場価格調整機能を有する保険が対象となります。

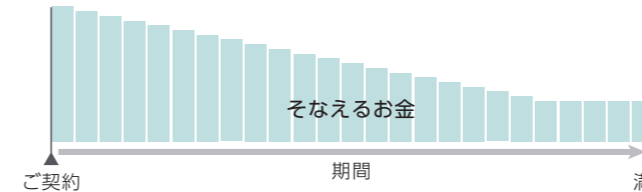
定期保険 / 収入保障保険

万一のそなえ

■ 一定期間の死亡保障（一括受け取り）を準備するタイプ



■ 一定期間の死亡保障（毎月受け取り）を準備するタイプ

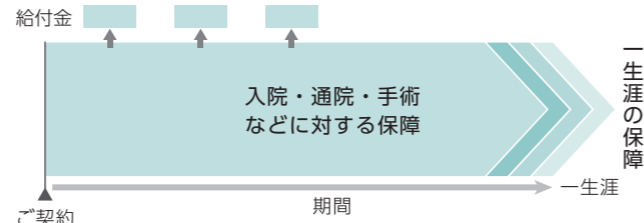


- 一定の期間に万一の場合、ご家族にお金をのこすことができる保険です。
- 掛け捨てなので、その分保険料が割安になっています。
- ※満期保険金はありません。解約返戻金はまったくないか、あっても払い込んだ保険料より少ない金額となります。

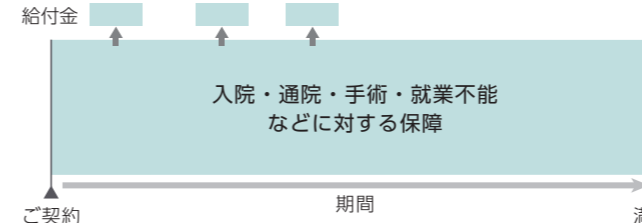
医療保険 / がん保険 / 就業不能保険

医療のそなえ

■ 一生涯の医療保障を準備するタイプ



■ 一定期間の医療保障を準備するタイプ



- 病気やケガをした場合、給付金が支払われる保険です。
- 掛け捨てタイプ、貯蓄性のあるタイプがあります。
- ※掛け捨てタイプの場合、満期保険金はありません。解約返戻金はまったくないか、あっても払い込んだ保険料より少ない金額となります。

● 保険商品内容の具体的なお説明をさせていただく際には、法令にもとづき別途書面にて「お客さまに関する情報の取り扱い等についての同意、または、● 保険商品をご検討いただく際には、金融商品勧誘方針ならびに保険募集指針をご確認ください。また本冊子の巻末「各商品のご留意事項」を必ずご覧ください。

ご確認をお願いしております。ご同意・ご確認により保険商品にお申し込みいただく義務は一切生じません。ご確認をお願いしております。

変額保険と投資信託の特徴



投資信託も変額保険も、株式や債券などで運用を行っているため、株価や債券の価格変動、金利や為替の変動等によって将来の受取額が変動します。

保険



変額保険と投資信託にはどのような特徴があるのでしょうか。

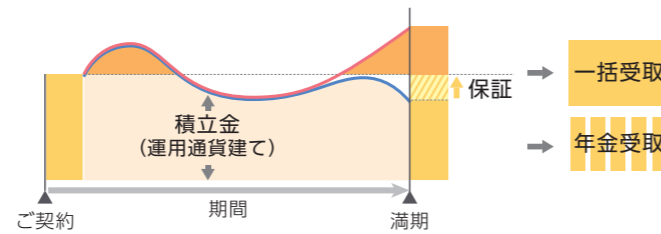
投資信託

変額保険

変額個人年金保険・変額終身保険・変額保険(有期型)

保険料をファンドで運用し、運用の成果によって将来受け取る、またはご家族にのこす保険金が決まります。

■ 資産運用を行いながら年金を準備するタイプ
運用通貨建てのイメージ図



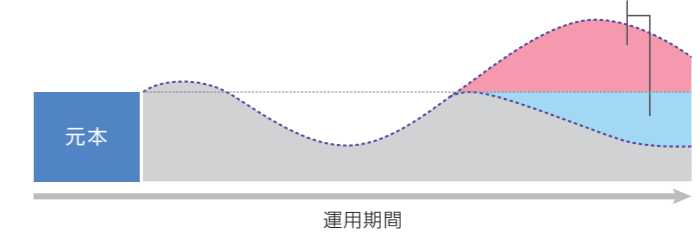
※図は変額個人年金保険

投資信託

■ 投資信託

運用通貨建てのイメージ図

運用成果に応じた利益・損失



お客様の許容可能なリスクに応じて中長期運用や分散投資など、さまざまな投資先や運用方法の選択が可能です。

	変額保険(変額個人年金保険・変額終身保険・変額保険(有期型))	投資信託
投資対象	商品によって異なりますが、概ね多くて十数銘柄のファンドから選択となります。保険会社によってファンドが決定されており、 投資対象を選択できない商品もあります。	お客様の許容可能なリスクに応じて中長期運用や分散投資など、 さまざまな投資先や運用方法の選択が可能です。
リスク	投資先に組み入れられた株式や債券の価格が下落したり、外貨建て資産に投資する場合は為替の変動などに	より、投資元本を割り込むことがあります。
最低保証	<ul style="list-style-type: none"> 運用期間中に死亡または所定の高度障害状態になったときは、死亡・高度障害保険金が支払われます。基本保険金額は運用通貨建てで最低保証されます。 満期時もしくは運用期間満了時には基本保険金額が運用通貨建てで最低保証されている商品もあります。 	基本的にありません。
運用期間	長期運用が前提のため、運用期間が数年～数十年(終身)となっています。	期間の決まりはありません*。 信託期間は延長される場合も多く、中長期の投資が可能となります。 *一部、運用期間が決まっている商品もあります。
換金性	短期間で解約・減額する場合は、 経過年数に応じた解約控除(費用)がかかる場合が多いです。	市場の動きを見ながら原則として いつでも換金可能です。 ※一部、換金に制限がある商品もあります。
最低投資金額	一時払の場合は 数百万円からという商品が一般的です。 平準払の場合は 少額での申し込みも可能です。	SBI新生銀行が仲介するSBI証券またはマネックス証券では、一部ファンドを除き、原則として 100円から購入できます。
税制優遇/ NISA(投信)	<p>【契約時】 払込保険料は、一般生命保険料控除の対象となり、所得税や住民税が軽減される場合があります。</p> <p>【解約時】 一時金で受け取った場合、一時所得(変額個人年金保険の5年以内の解約は源泉分離課税)となり、課税対象額は以下の計算となります。 [総収入金額(保険金・解約返戻金) - 実払込保険料 - 特別控除額50万円] × 1/2</p> <p>【相続時】 500万円×法定相続人の金額までは相続税が非課税となります。</p>	2024年1月に始まった新しいNISA制度では、毎年、定められた上限内の投資金額に対し、 無期限 でNISA口座内で発生する運用益や普通分配金が非課税になります。
費用	<ul style="list-style-type: none"> 商品によって異なりますが、変額保険では、運用のための費用(運用関係費用)に加えて、基本保険金額の最低保証にかかる費用や死亡保障のための費用など(保険関係費用)がかかります。 外貨建て商品を契約する場合、外貨を購入する際および円貨に戻す際には、為替手数料がかかります。 	商品によって異なりますが、 各種費用や手数料(お申込手数料、信託報酬、信託財産留保額など)がかかります。
受付チャンネル	店頭、一部商品はビデオ相談でも可	店頭、インターネット、ビデオ相談、SBI証券またはマネックス証券お客様ダイヤル

※税制は2023年7月現在。将来変更となる場合があります。

外貨建ての定額保険と外貨預金の特徴



外貨建ての定額保険も外貨預金も確定した利回りで運用します。円建ての保険や預金と比較して高い利回りが期待できます。通貨の交換の都度、為替手数料がかかります。また、為替レートによって為替差損益が生じます。

保険



外貨預金

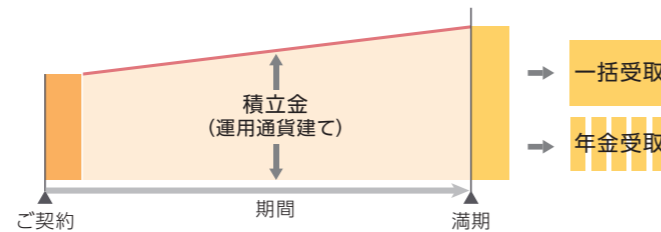
外貨建ての定額保険と外貨預金にはどのような特徴があるのでしょうか。

外貨建ての定額保険

個人年金保険
終身保険

支払う保険料や、受け取る保険金、年金、解約返戻金などが外貨となる保険です。契約時に定めた保険金額が運用実績に関わらず一定の保険です。

■ 確定利回りで定額の年金を準備するタイプ
運用通貨建てのイメージ図



※図は一時払個人年金保険

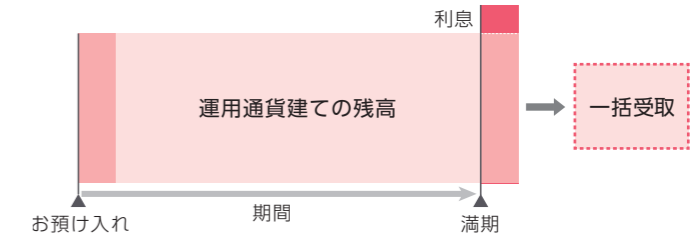
外貨預金

普通預金
定期預金

外貨で預け入れを行い、利息も外貨で受け取ります。定期預金は原則、満期まで解約ができません。

■ 外貨定期預金

運用通貨建てのイメージ図



外貨建ての定額保険(個人年金保険・終身保険)

外貨預金

	外貨建ての定額保険(個人年金保険・終身保険)	外貨預金
投資対象	商品によって異なりますが、米ドル、豪ドル、ユーロといった主要通貨建てが多いです。	当行取り扱い13通貨*からお選び頂けます。 *米ドル、ユーロ、カナダドル、豪ドル、NZドル、英ポンド、香港ドル、シンガポールドル、南アランド、ノルウェークローネ、人民元(中国元)、トルコリラ、ブラジルレアル
リスク	為替変動により外貨から円の交換比率(為替レート)が変わるため、外貨を円に交換した場合に為替差損が生じ、	当初契約時または預入時の円の元本を下回り、元本割れとなる可能性があります。
最低保証	<ul style="list-style-type: none"> ● 払込保険料に対して大きな死亡保障が得られる商品や、毎年一定額を受け取りながら、万一のときには運用通貨建てで払込保険料相当額が保証されている商品もあります。 ● 運用期間中に死亡または所定の高度障害状態になったときは、死亡・高度障害保険金が支払われます(基本保険金額は運用通貨建てで最低保証されます)。 	運用通貨建てでは元本が割れることはありませんが、 円に交換する場合は上記の通り元本割れの可能性があります。また、預金保険の対象外となります。
運用期間	長期運用が前提のため、運用期間が数年～数十年(終身)となっています。	外貨普通預金は、運用期間の決まりはありませんので、 為替レートを見ながらいつでも購入(外貨預金への預け入れ)、売却(円預金への交換)ができます。 外貨定期預金は1ヵ月～5年*で選択できます。 外貨定期預金は原則、満期までは解約ができません。 *通貨によっては最長1年
換金性	短期間で解約・減額する場合は、経過年数に応じた 解約控除(費用)がかかる場合が多いです。	外普通預金はいつでも円に交換して出金することができます。
最低投資金額	一時払の場合は 数百万円からという商品が一般的です。 平準払の場合は 少額での申し込みも可能です。	少額から運用ができます。
税制優遇	<p>【契約時】 払込保険料は、一般生命保険料控除の対象となり、所得税や住民税が軽減される場合があります。</p> <p>【解約時】 一時金で受け取った場合、一時所得(個人年金保険の5年以内の解約は源泉分離課税)となり、課税対象額は以下の計算となります。 [総収入金額(保険金・解約返戻金) - 実払込保険料 - 特別控除額50万円] × 1/2</p> <p>【相続時】 500万円 × 法定相続人の金額までは相続税が非課税となります。</p>	ありません。
費用	<ul style="list-style-type: none"> ● 市場価格調整*により解約時の市場金利に応じて解約返戻金変動する商品もあります。 *解約時の市場金利によって控除または加算があります。解約時の市場金利が契約時と比較して上昇している場合には解約返戻金が減少し、逆に低下している場合は増加します。 ● 商品によって異なりますが、基本保険金額の最低保証にかかる費用や死亡保障のための費用など(保険関係費用)がかかります。 ● 外貨を購入する際および円貨に戻す際には、為替手数料がかかります。 	円⇄外貨交換の際、および外貨⇄外貨の交換の際に為替手数料がかかります。
受付チャンネル	店頭、一部商品はビデオ相談でも可	店頭、コンタクトセンター、インターネット、ビデオ相談

※税制は2023年7月現在。将来変更となる場合があります。

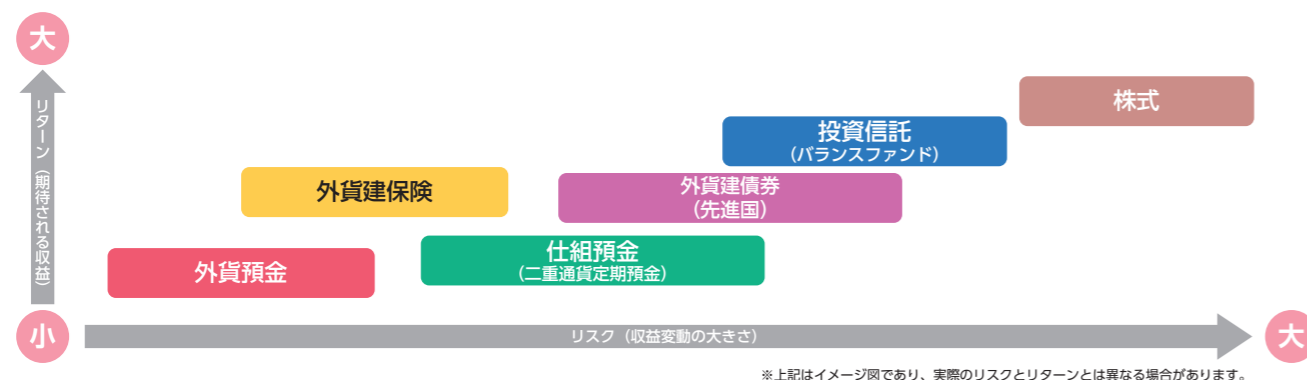
外貨建商品での資産運用をお考え のお客さまへ

下表は各商品の概要を記載したものです。詳しくは、各商品のパンフレットなどをご確認ください。

		外貨預金	外貨建債券	投資信託	一時払外貨建定額保険
お客さまの意向	外国通貨	・金利の高い外貨で運用したい ・円以外の資産を保有することで通貨分散をしたい	・金利の高い外貨で運用したい ・円以外の資産への分散投資をしたい	・海外の資産で運用したい ・円以外の資産への分散投資をしたい	・積立利率の高い外貨で運用したい ・円以外の資産への分散投資をしたい
	商品個別	・少額から外貨で運用をはじめたい ・換金性を重視したい	・外貨建ての国債や社債で運用したい ・固定金利で運用したい	・海外の債券や株式、不動産などで運用したい ・少額から運用をはじめたい ・運用は専門家に任せたい	・死亡保障や介護保障などの保障を持ちながら、中長期で外貨運用したい ・相続時に一定の現金を遺したい
	期間	短期～長期	短期～長期(1年～)	短期～長期*1	中期～長期(概ね5年以上)
商品のしくみ		外貨で預け入れる預金商品	国や企業などが外貨建てで発行する債券であり、償還日までの利子と元本の償還を約束している商品	多くの投資家から集めた資金を1つにまとめ、専門家が株式や債券などで運用する商品	保障と資産運用を兼ね備えた外貨で運用する仕組みの商品
商品の特徴		・外貨普通預金は、為替のタイミングを見て、機動的に円に戻すことができます。 ・外貨定期預金は、満期まで固定の金利が適用されます。預入期間は1ヵ月～5年の中からお選びいただけます。	・発行体により、信用リスクが異なります。一般的に金利が高い債券は信用リスクが高くなる傾向があります。 ・発行体が同じでも年限が違えば利率も異なります。 ・債券の発行体がデフォルト(債務不履行)しない限り、毎回の利払いや元本での償還が行われます。	・投資対象の分析や銘柄選択などを専門家に任せられます。 ・多くの銘柄・資産に分散投資することができます。 ・投資対象となる資産や地域によって、リスクとリターン水準が大きく異なります。 ・基準価額が毎日公表されており、値動きがわかりやすくなっています。*2 ・外国の資産に投資する「円建」の投資信託と「外貨建」の投資信託があります。 ・NISA(少額投資非課税制度)を利用できる商品があります。	・契約期間中は万一の場合、定められた外貨建ての死亡保険金額が最低保証されます。 ・積立金は満期または利率更新時まで固定利率(所定の利率)で運用され、中長期で運用商品としての効果も期待できます。
換金性		・外貨普通預金はいつでも円に戻せます。 ・外貨定期預金の中途解約は原則できません。	・中途売却はいつでも可能ですが、 金利変動による価格変動の影響を受けます。 ・満期償還期限までの残存期間が長いほど 金利変動による価格変動が大きくなります。	・原則、いつでも換金(解約)可能ですが、 投資対象の価格変動の影響を受けます。*	・解約はいつでも可能ですが、 契約時費用または解約控除が発生するため、特に短期での解約は注意が必要です。 ・ 解約返戻金は金利変動による価格変動の影響を受けます。
主なリスク (リスクの内容については下記参照)		③	①、②、③、④、⑤、⑥	①、③、④、⑤、⑥	①、②、③、④、⑤
費用	購入・契約時	為替手数料	為替手数料*3	購入時手数料*4	為替手数料、契約時費用
	保有・契約期間中			信託報酬など	保険関係費用など
	換金・解約時	為替手数料	為替手数料*3	信託財産留保額*4	為替手数料、解約控除*5

*1 信託期間が無期限の商品と償還期限のある商品があります。 *2 一部の商品では例外もあります。 *3 購入時や利金・償還金の受取時に円と外貨の交換を行う場合、為替手数料が発生します。 *4 発生しない商品もあります。 *5 契約時に契約時費用が発生する商品は解約控除はありません。

外貨建保険とその他金融商品との比較



さまざまな「リスク」について

①価格変動リスク	株式、公社債など値動きのある有価証券に投資することによる価格が変動する可能性のこと。一般的に運用でのリスクはこの価格変動リスクを示します。
②金利変動リスク	債券価格は、金利が上昇すると値下がりし、金利が低下すると値上がりします。そのため債券に投資した場合、金利の変化で価格変動リスクが生じます。
③為替変動リスク	外貨建て資産に円に投資した場合、円高になると価格が値下がりするなど、異なる通貨間の為替相場の変動を受けて価格変動リスクが生じます。
④信用リスク	株式や国債・債券などを発行している国や企業が投資家から預かっていたお金や利息の一部または全部を返済できなくなる可能性のこと。それらに投資した場合には、価格変動リスクが生じます。
⑤流動性リスク	取り引きをしたいときに、取り引きが制限されたり、価格差が非常に大きくなるなど適正な価格で取り引きができない可能性のこと。その影響を受けると、価格変動リスクが生じます。
⑥カントリーリスク	投資先の国の政治的・経済的要因により、元利金などの支払遅延や支払われなくなるなどの可能性のこと。

※上記のほかにも、投資対象によっては、さまざまなリスクがあります。

制度のご紹介 運用するうえで活用したい制度～NISA

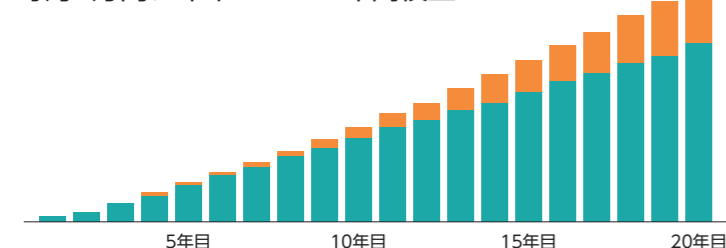
NISAとは

NISAとは、個人投資家の皆さまのための少額投資非課税制度です。通常、株式や投資信託などの金融商品に投資をした場合、発生した売買益や受け取った分配金に対して、20.315%の税金がかかりますが、「NISA口座(非課税口座)」であれば、毎年一定金額の範囲内で購入した金融商品から得られる利益が非課税になります。



■ 非課税の効果

毎月3万円、年率3%で20年間積立て



※上記は仕組みのイメージであり将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。



NISA制度の概要

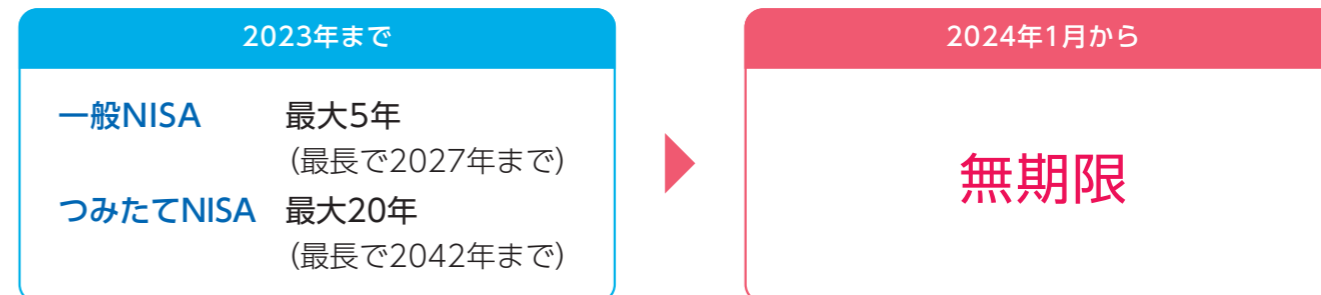
「令和5年度税制改正」に伴い、NISA制度は2024年1月から抜本的に改正されました。非課税枠が拡大され、活用の幅が広がった新しいNISAは、資産運用に欠かせない制度です。ご自身に合った使い方を検討するためにも、どのような制度なのか確認をしてみましょう。

	成長投資枠	つみたて投資枠
制度の併用	併用可能	
口座開設可能期間	いつでも可能(恒久化)	
年間投資枠	240万円	120万円
非課税保有期間	無期限	
非課税保有限度額	1,800万円	
	1,200万円(内数)	
投資対象商品	上場株式・公募株式投資信託等 (毎月分配型投資信託等を除く)	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託等 (2023年までのつみたてNISAと同様)
投資方法	一括投資 積立投資	積立投資

2024年以降のNISA制度のポイント -2023年までのNISA制度との主な変更点-

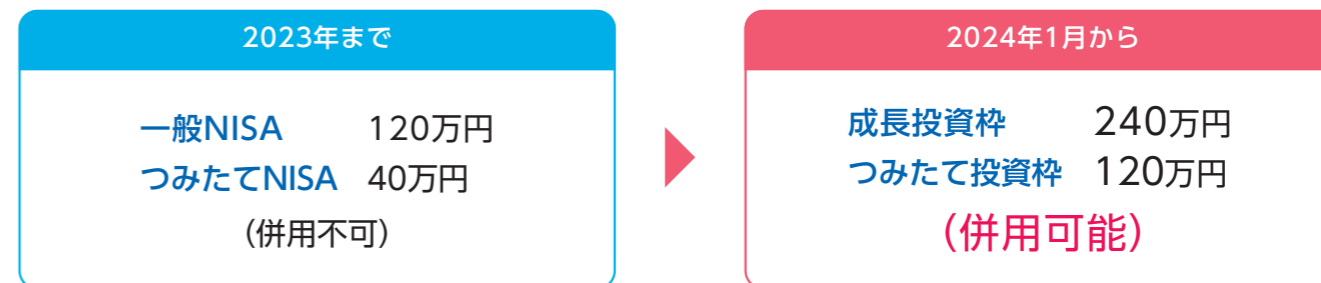
ポイント① 非課税保有期間の無期限化

新制度では非課税保有期間が無期限化され、いつでも売却が可能です。



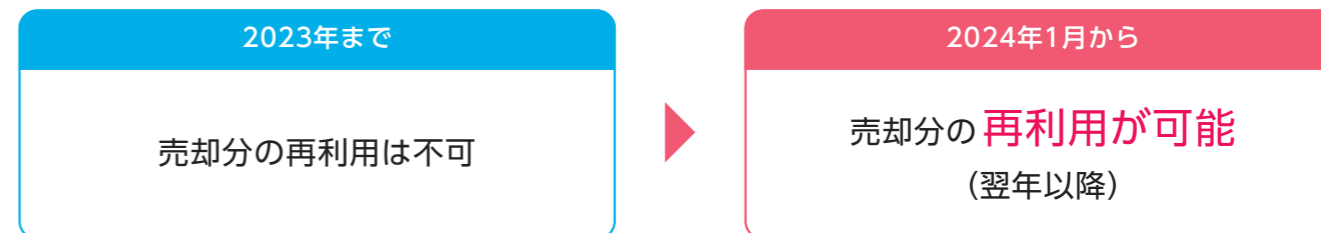
ポイント② 非課税投資枠(年間)の拡大

新制度では、合計で360万円まで拡大し、成長投資枠とつみたて投資枠の併用が可能です。



ポイント③ 非課税保有限度額の設定

新制度では、1人当たり1,800万円(うち成長投資枠は1,200万円)の非課税保有限度額が設定されます。この非課税保有限度額は簿価残高で管理するため、売却した場合、その分の非課税枠が翌年以降に再利用可能です(売却した同一年での再利用はできません)。



2023年までのNISA制度で保有している商品について

2023年までのNISA制度で保有している商品は、非課税期間が満了するまで保有可

2023年末までに開設したNISA・つみたてNISA口座で保有している商品は、それぞれの非課税期間(NISA：5年間、つみたてNISA：20年間)が満了するまで非課税で保有できます。

2024年以降のNISA制度へロールオーバーはできない

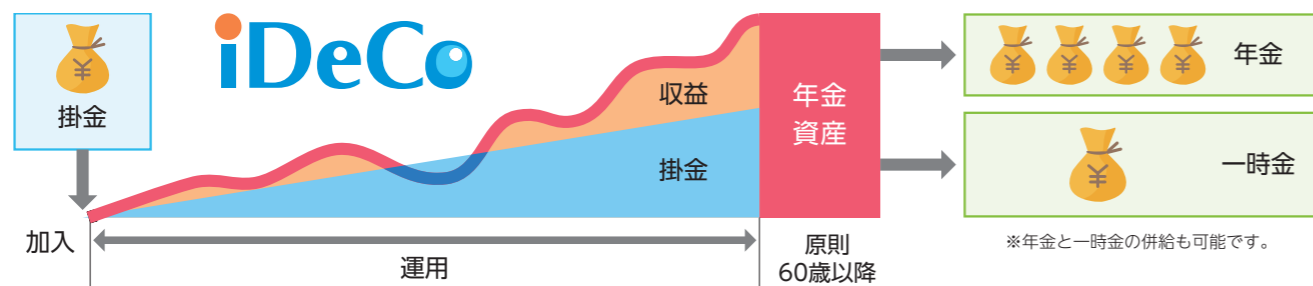
2023年末までにNISA口座で購入した残高は、2024年以降のNISAへロールオーバーすることはできません。

制度のご紹介 運用するうえで活用したい制度～iDeCo

iDeCoの仕組み

iDeCo(個人型確定拠出年金)は、公的年金にプラスして給付を受けられる年金制度です。掛金をつみため、預金や投資信託など自分が選んだ商品で運用した後、原則60歳以降に年金または一時金で受け取ります。受け取る額は運用成果によって決まります。

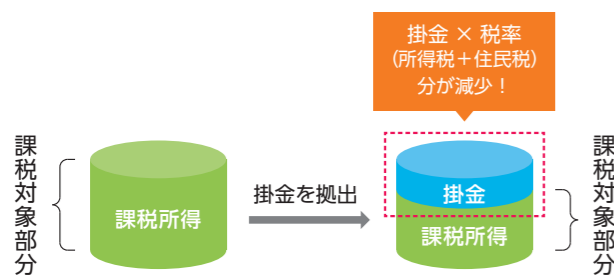
iDeCoのイメージ



押さえておきたい！ iDeCoの3つの税制メリット

メリット ① 所得税と住民税が軽減できます

掛金の全額を課税所得から控除できることから、所得税と住民税を軽減することができます。



■ 毎月10,000円を積み立てた場合の税金軽減額のイメージ*1

年収 (住民税一律10%)	軽減額 (年間)
300万円 (所得税率5%)	18,000円
600万円 (所得税率10%)	24,000円
800万円 (所得税率20%)	36,000円

メリット ② 利息・運用益がすべて非課税*2になります

一般的に利息や運用益には20.315%の税金がかかりますが、iDeCoで運用すると非課税になります。

たとえば100,000円の利益が出た場合	投資信託などの取引で通常かかる税率 ▶ 20.315%	税金 20,315円	運用益 79,685円
	iDeCo ▶ 非課税		運用益 100,000円

メリット ③ 受取時に控除が適用されます

年金受取であれば公的年金等控除、一時金受取であれば退職所得控除が適用されます。

加入・掛金について

誰が加入できる?	原則、国民年金・厚生年金に加入している20歳以上～65歳未満の方*3
掛金はどの程度?	[下限] 月5,000円以上 [上限] 月12,000～68,000円(職業により異なる)

*1:2022年4月現在の法定税率を用いて計算。課税所得の計算において、基礎控除(一律48万円)、給与所得控除、小規模企業共済掛金等控除(iDeCo分のみ)と社会保険料控除(年収15%と想定)を考慮し、その他の住宅ローン控除や各種保険料控除などの控除は考慮せず、住民税は課税所得×10%で計算しています。

*2:運用中の年金資産には1.173%の特別法人税がかかりますが、現在まで課税が凍結されています。

*3:自営業者・専業主婦(夫)など(国民年金第1・3号被保険者)は、国民年金に任意加入している場合、60歳～65歳未満においてiDeCoに加入可能です。また、国民年金の保険料未納・免除等の場合は加入できません。

お取引の前に必ずご確認ください

各商品のご留意事項

円預金一般について

● 金利は税引前であり、利息は源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)として課税されます。● 税引後金利は、表示位未満がある場合は表示位未満切り捨てとなります。● 円定期預金について、満期日以降は円普通預金店頭表示金利が適用されます。● 本預金のご利用にあたっては、店頭やインターネットにご用意している商品説明書を必ずご確認ください。

仕組預金一般について

● 利息は源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。● 商品によって、当行の判断により、満期日が延長または繰り上げとなるものや満期金をお客さまにとって不利な為替レート(特約設定レート)で外貨(相対通貨)に交換のうえお受け取りとなる可能性があるものがあります。満期金がお客さまにとって不利な為替レート(特約設定レート)で外貨(相対通貨)に交換のうえお受け取りとなる可能性があるものがあります。● 中途解約は原則できません。なお当行がやむを得ないものと認め満期前解約に応じる場合、元本割れが生じる可能性があります。市場の環境等によっては大きく元本割れする可能性もあります。● 必ず余裕資金でお預入れください。仮に預入時以降にまとまった資金が必要となった場合でも、この預金にお預入れの資金を充当する必要がない程度の十分な流動性が確保されていることをご確認のうえ、お申し込みください。● 満期時に、元金または元利金は特約条件に従って同口座の普通預金に入金となり、以降、当該通貨の普通預金店頭表示金利が適用されます。● 預入通貨が円の場合は預金保険の対象です。ただし、本預金の利息の一部は預金保険の対象外となります。詳しくは各商品の商品説明書をご確認ください。● 円建て二重通貨定期預金の満期時の元金または元利金は、満期時受取通貨が外貨(相対通貨)となった場合、預金保険の対象外となります。● 預入通貨が外貨の場合は預金保険の対象外です。● 店頭での外貨現金のお取り扱いにはしていません。● 外貨送金は原則として店頭での自己名義口座への送金に限られ、送金内容・目的やお選びいただいた通貨によっては、外貨送金によるお引き出しができない場合があります。● 外貨送金には当行所定の手数料がかかります。● 当行宛の外貨送金には別途受取手数料がかかります。● 適用金利は市場動向等により変更されます。また、市場動向等によっては取り扱いを中止する仕組預金もあります。● 本商品のご利用にあたっては、店頭やインターネットにご用意している商品説明書(契約締結前交付書面)を必ずご確認ください。商品特性について十分にご理解のうえ、お申し込みください。

外貨預金一般について

● 外貨預金は為替変動により外貨から円への交換比率(為替レート)が変わるため、外貨を円に交換した場合に為替差損が生じ、当初預入時の円の元本を下回り、元本割れとなる可能性があります。● 外国為替市場の急激な変動があった場合やシステム障害等により、当行の提示する為替レートと実勢の為替レートが大きく異なる場合があります。お取引の際には、必ず適用される為替レートをご確認ください。● 円でのお預入れ・お引き出しには為替手数料がかかります(外国為替市場の急激な変動があった場合や主要市場の休場日には、最大で1基本通貨単位あたり片道5.5円往復11円かかる場合があります)。また、円以外の通貨間での交換の場合、一方の通貨に最大片道0.02を乗じた金額が為替手数料としてかかります。● そのため、為替相場の変動が無い場合でも、為替手数料・金利水準により、当初預入時の円の元本を下回り元本割れとなる場合があります。● ステップアッププログラムによる外貨為替手数料の優遇は、円から外貨、外貨から円への交換が対象となります(ただし、パワーサポートプラスの通貨変更や利払い、パワービルダーの積立金の引き落とし等は対象となりません。また外貨間の交換、および口座解約の手続きに合わせて外貨預金残高を円に振り替える際も、対象となりません)。● 外貨預金は預金保険の対象ではありません。● 外貨定期預金は原則として中途解約できません。ただし、当行がやむを得ないものと認めて満期前日に解約する場合には、元本金額のみ払い戻しに応じます(利息はいつい支払いられません)。● 利息は源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。また、税引後金利は、表示位未満がある場合は表示位未満切り捨てとなります。● 外貨定期預金は、満期日に、元金および利息を預入通貨のまま、同通貨の普通預金に入金します。満期日以降は同通貨普通預金店頭表示金利が適用されます。● 店頭での外貨現金のお取り扱いにはしていません。● 外貨送金は原則として店頭での自己名義口座への送金に限られ、送金内容・目的やお選びいただいた通貨によっては、外貨送金によるお引き出しができない場合があります。● 外貨送金には当行所定の手数料がかかります。● 当行宛の外貨送金には別途受取手数料がかかります。● 本預金のご利用にあたっては、店頭やインターネットにご用意している商品説明書(契約締結前交付書面)を必ずご確認ください。商品特性について十分にご理解のうえ、お申し込みください。

投資信託一般について

● 投資信託は、預金ではなく、元本保証および利回り保証のいずれもありません。● 投資信託は預金保険制度の対象ではありません。当行で販売する投資信託は、SBI証券またはマネックス証券(以下、SBI証券とマネックス証券を合わせて、または文脈によりいずれかを指して「委託金融商品取引業者」ということがあります)の証券総合口座(マネックス証券では「証券総合取引口座」と呼びますが、本書では各委託金融商品取引業者の口座をいづれも「証券総合口座」といいます)でのお買付けとなり、投資者保護基金の対象となります。● 投資信託は主に国内外の有価証券に投資しますので、組み入れられた株式・債券等の価格が、金利の変動や、外国為替相場の変動、その発行者に係る信用状況の変化、国内外の政治経済状況の変化などで変動し、基準価額(外国籍投資信託の場合は純資産価格)が下落することにより、投資元本を割り込むことがあります。● 外貨建て投資信託の場合、外貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により円換算ベースでは投資元本を割り込むことがあります。● 過去の運用実績は、将来の運用成果を約束するものではなく、運用の利益および損失はすべて投資信託をご購入いただいたお客さまに帰属します。● 投資信託にはお客さまに直接、または間接的に負担いただく手数料や費用があります(以下、お客さまにご負担いただく手数料等の例を示します)。お客さまの選択された委託金融商品取引業者、当該業者所定の取引コース、購入されたファンド、購入金額、運用状況およびお客さまがファンドを保有する期間等によって、手数料や費用が異なる場合があります。事前に料率、上限額等を示すことができません。手数料や費用については目論見書(目論見書補完書面)や当行および委託金融商品取引業者のウェブサイトをご確認ください。なお、お客さまが委託金融商品取引業者等に対して支払った手数料・費用の一部をSBI新生銀行が報酬として得ることがあります。○お申込時…金融商品仲介取引における申込手数料は当行店頭でお申込みいただいても、インターネット経由でお申込みいただいても無料です。ただし、一部ファンドはお申込時に信託財産留保額の支払いを要することがあります。また、「SBI新生ウェルスマネジメント」でお申込みいただく場合はSBI証券に対して申込手数料をお支払いいただく場合があります。詳しくはSBI証券のウェブサイトでご確認ください。○運用期間中…運用管理費用(信託報酬・管理報酬)が日々信託財産から差し引かれます。また、その他保有期間中に監査報酬が、有価証券売買時に売買委託手数料・組み入れ資産の保管費用等が信託財産から差し引かれます。○換金時…信託財産留保額・換金手数料の支払いを要するファンドがあります。SBI証券のお取引に係る手数料・費用、およびご留意点については、下記をご確認ください。

(手数料)
https://www.sbisee.co.jp/ETGate/?_ControllID=WPLETmgR001Control&_DataStoreID=DSWPLETmgR001Control&url=search_home&cat1=home&cat2=price&dir=price%2F&file=home_price.html&getFlg=on
 (SBI新生ウェルスマネジメントでお取引される場合の手数は下記をご確認ください)
https://www.sbisee.co.jp/ETGate/WPLETmgR001Control?OutSide=on&getFlg=on&url=search_home&cat1=home&cat2=price&dir=price&file=home_price_plan_a.html
 (ご留意点)
https://search.sbisee.co.jp/v2/popwin/info/home/pop6040_torihikihou.html
 マネックス証券のお取引に係る手数料・費用、およびご留意点については、下記をご確認ください。
<https://info.monex.co.jp/policy/risk/index.html>

● 投資信託のご購入・換金にあたって円貨から外貨または外貨から円貨へ交換する場合には、上記手数料・費用のほか、当行またはお客さまが選択された委託金融商品取引業者の定める為替手数料がかかります。● 投資信託の換金(解約・買取)については、ファンドによってクローズド期間が設定されているものや特定日にしか換金の申込みができないものがあるほか、換金までに相当の期間がかかることがあります。● 投資信託をお申込みの際には、あらかじめ最新の目論見書および目論見書補完書面の内容を必ずご確認のうえ、お客さまご自身でご判断ください。● 目論見書および目論見書補完書面は、当行の店頭で入手いただけます。ただし、インターネット経由でお申込みいただく場合はお客さまが選択された委託金融商品取引業者のウェブサイトにてご確認ください。● 投資信託の設定・運用は投資信託委託会社(外国籍投資信託の場合は管理会社)、信託財産の管理等は信託銀行が行います。● 当行はSBI証券またはマネックス証券の委託を受け金融商品仲介を行うものであり、当行が取り扱う投資信託についていただいたお客さまのお申込みは、お客さまが選択された委託金融商品取引業者に取り次ぎを行います。お取引にあたってはSBI証券またはマネックス証券の証券総合口座の開設が必要になり、口座開設後の投資信託にかかると取引については、お客さまと委託金融商品取引業者とのお取引になります。なおSBI証券またはマネックス証券の商品であっても、当行が**取扱いていない**ファンドがあります。お客さまの個人情報や取引関係情報は、お客さまが選択された委託金融商品取引業者と当行で共有します。なお当該情報については当行およびSBI証券、または当行およびマネックス証券のそれぞれにおける個人情報の利用目的の範囲内で利用いたします。当行において金融商品仲介でのお取引をされるか否かが、お客さまと当行との融資等他のお取引に影響を与えることはありません。また、当行での融資等のお取引内容が金融商品仲介でのお取引に影響を与えることはありません。<委託金融商品取引業者について>商号：株式会社SBI証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号、商品先物取引業者 加入協会：日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 資産運用業協会、日本STO協会、日本商品先物取引協会、一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会商号：マネックス証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号加入協会：日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 資産運用業協会

[2026年4月1日現在]

2024年以降のNISA口座について

- 口座開設および金融機関変更について
NISA口座は、SBI証券またはマネックス証券(以下、「委託金融商品取引業者」ということがあります。)に開設していただけます。事前または同時にお客さまが選択された委託金融商品取引業者の証券総合口座(マネックス証券では「証券総合取引口座」と呼びますが、本書では各委託金融商品取引業者の口座をいずれも「証券総合口座」といいます。)の開設が必要です。
- SBI新生銀行における取扱商品
成長投資枠：公募株式投資信託(信託期間20年末満又はデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等もしくは毎月分配型の投資信託等を除く)、国内上場株式等(整理・監理銘柄に該当する上場株式を除く)、外国上場株式等。つみたて投資枠：公募株式投資信託のうち、国の定める条件を満たした投資信託。
※外国籍投資信託は対象外となります。※取扱商品は今後変更の可能性あります。
- NISA口座(成長投資枠、つみたて投資枠)のご注意事項

・NISA口座の開設に関するご注意

NISA口座の開設により税務署審査完了前にNISA口座でのお取引引きをされる際、税務署審査の結果、重複口座であるなど委託金融商品取引業者に開設したNISA口座が無効であることが判明した場合には、そのNISA口座で買い付けた上場株式等は当初から課税口座で買い付けたものとして取り扱われます。無効となったNISA口座でのお取引引きを取り消すことはできず、買い付けた上場株式等から生じる配当所得および譲渡所得等については、遡及して課税されます。またNISA口座の注文が失効する等の制約が発生いたしますのでご注意ください。

マネックス証券での取引の場合、マネックス証券が税務署審査結果を受領するまでの間に支払われる分配金については再投資されずすべて受け取りとなります。

・配当金等は口座開設をした金融機関等経由で交付されないものは非課税となります

NISA口座で上場株式等の配当金を非課税で受け取るためには、配当金の受領方法を「株式数比例配分方式」に事前にご登録いただく必要があります。

・リスク及び手数料について

委託金融商品取引業者の取扱商品は、商品毎に所定の手数料や必要経費等をご負担いただく場合があります。また、各商品等は価格の変動等により損失が生じるおそれがあります。各商品等への投資に際してご負担いただく手数料等及びリスクは商品毎に異なりますので、詳細につきましては、お客さまが選択された委託金融商品取引業者のWEBサイトの当該商品等のページ、金融商品取引法に係る表示又は契約締結前交付書面等をご確認ください。

・同一年において1人1口座(1金融機関)しか開設できません

NISA口座の開設は、金融機関を変更した場合を除き、1人につき1口座に限られ、複数の金融機関にはお申込みいただけません。金融機関の変更により、複数の金融機関でNISA口座を開設されたこととなる場合でも、各年において1つの口座でしかお取引いただけません。また、NISA口座内に保有されている商品を他の年分の勘定又は金融機関に移管することもできません。なお、金融機関を変更される年分の勘定にて、既に金融商品を買付けされていた場合、その年分について金融機関を変更することはできません。

・年間投資枠と非課税保有限度額が設定されます

NISAの年間投資枠は、成長投資枠について240万円、つみたて投資枠について120万円までとなります。また、非課税保有限度額は成長投資枠・つみたて投資枠合わせて1800万円、うち成長投資枠については1200万円となり、この範囲内で買い付けた上場株式等から生じる配当所得及び譲渡所得等が非課税となります。非課税保有限度額については、NISA口座内の上場株式等を売却した場合、当該売却した上場株式等が費消していた非課税保有限度額のみが減少し、その翌年以降の年間投資枠の範囲内で再利用することが可能となります。投資信託における分配金のうち特別分配金(元本払戻金)は、従来より非課税でありNISAにおいては制度上のメリットは享受できません。なお、2026年以降は、前年末時点での総投資簿価情報(特定累積投資勘定基準額および特定非課税管理勘定基準額)が、委託金融商品取引業者の定める頻度と方法により通知されます。

・損失は税務上ないものとされます

NISA口座で発生した損失は税務上ないものとされ、一般口座や特定口座での譲渡益・配当金等と損益通算はできず、繰越控除もできません。また、NISA口座内で保有されている商品を課税口座に払い出

した場合は、当該商品の取得価額は払出日における時価となり、払出日に価格が下落していた場合でも、当初の取得価額と払出日の時価との差額にかかわる損失はないものとされます。

・分配金再投資に関するご注意

SBI証券の場合、分配金の受取方法が「再投資」となっているときは、NISA口座で分配金を再投資する設定がされています(ただし、2014年11月20日以前にNISA口座を開設し、2024年以降のNISA口座が自動開設された場合においては、原則として課税口座で分配金を再投資する設定がされています)。課税口座での再投資をご希望の場合はSBI証券のウェブサイトへログインの上、設定を変更してください。なお、分配金の再投資買付によりNISA口座の年間投資枠を超過する場合は、課税口座にて買付けが行われます。マネックス証券の場合、分配金の再投資買付はNISA口座で行われます。なお、つみたて投資枠の残高に対して支払われる分配金の再投資買付によってその年のつみたて投資枠の年間投資枠を超過する場合は、成長投資枠で再投資します。成長投資枠の年間投資枠も超過してしまう場合は、特定口座(特定口座の開設がない場合は一般口座)で再投資します。ただし、買付がつみたて投資枠に限定されているファンド(つみたて投資枠専用ファンド)は、分配金受取となります。また、成長投資枠の残高に対して支払われる分配金の再投資買付によってその年の成長投資枠の年間投資枠を超過する場合は、特定口座(特定口座の開設がない場合は一般口座)で再投資します。

・NISA口座では基準経過日における氏名・住所の確認が求められます
NISA口座ではつみたて投資枠を初めて設定してから10年経過日、および以後5年を経過するごとに氏名・住所等の確認が必要となります。当社がお客さまの氏名・住所等が確認できない場合には、NISA口座での新たなお取引ができなくなる場合もございますのでご注意ください。

・出国により非居住者に該当する場合、原則として、NISA口座で上場株式等の管理を行うことはできません。出国の際には事前に届け出が必要です。出国により非居住者となる場合には、NISA口座が廃止され、当該口座でのお預かり商品は一般口座で管理させていただきます。ただし、海外転勤等の一定の事由により一時的に出国されるお客さまが一定の条件を満たしている場合、所定の手続きを行うことでNISA口座で継続保有することが可能です。

・NISA口座※では信託報酬等の概算値が原則として年1回通知されます
NISA口座※での投資信託の保有残高にかかる信託報酬等の概算値を原則として年1回通知いたします。

※つみたてNISA/つみたて投資枠/成長投資枠
・つみたて投資枠では積立による定期・継続的な買付けしかできません

つみたて投資枠でのお取引は積立契約に基づく定期かつ継続的な方法による買付けに限られます。また、つみたて投資枠で買付可能な商品は、長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託に限られます。
・成長投資枠の対象商品は、安定的な資産形成に適したものに限られます

成長投資枠で買付可能な商品には、整理・監理銘柄に該当する上場株式、信託期間20年末満またはデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等もしくは毎月分配型の投資信託等は含まれません。

[2026年4月1日改定版]

投資信託取引を除く金融商品取引および金融商品仲介サービス(SBI証券またはマネックス証券)について

● 有価証券は銀行の預金ではありません。● 有価証券は預金保険制度の対象ではありません。金融商品仲介サービスで販売する有価証券は、SBI証券またはマネックス証券(以下、SBI証券とマネックス証券を合わせて、または文脈によりいずれかを指して「委託金融商品取引業者」ということがあります)の証券総合口座(マネックス証券では「証券総合取引口座」と呼びますが、本書では各委託金融商品取引業者の口座をいずれも「証券総合口座」といいます)でのお買付けとなり、投資者保護基金の対象となります。● 有価証券は元本保証または利回り保証のいずれもなく、当該有価証券またはその裏付資産に係る株式相場、金利水準、為替相場等の変動、発行者等の信用状況の変化、国内外の政治経済状況の変化等に伴う価格変動リスクがあり、投資元本を割り込むことがあります。● 投資した資産価値の減少を含むリスクは、有価証券をご購入のお客さまが負うこととなります。● 有価証券には、発行者等の信用リスクが存在します。● 流通性の低い有価証券は価格変動が大きくなったり、売買ができない場合があります。● 外貨建て有価証券の場合、為替変動リスクが存在します。● SBI新生銀行は、SBI証券またはマネックス証券を委託金融商品取引業者とし、有価証券の売買の媒介等を金融商品仲介業務として行います。● 証券口座開設とは、お客さまの選択された委託金融商品取引業者に証券総合口座を開設することをいいます。金融商品仲介サービスにおける有価証券のご購入に際してはSBI証券またはマネックス証券における証券総合口座の開設が必要となります。● 証券口座開設の受付は委託金融商品取引業者所定の条件を満たすお客さまに限らせていただきます。● 証券口座開設後の株式売買等の金融商品取引はすべて、お客さまの選択された委託金融商品取引業者とのお取引になります。SBI新生銀行は、注文の申込みを受け付け、SBI証券またはマネックス証券が受注・執行を行います。● SBI新生銀行の金融商品仲介サービスにおいて、お客さまがSBI新生銀行に支払う手数料はありません。ただし、お客さまが委託金融商品取引業者に対して負担する手数料の一部をSBI新生銀行が報酬として得ることがあります。● SBI新生銀行が金融商品仲介サービスにて取扱う金融商品取引には、お客さまの選択された委託金融商品取引業者所定の手数料や必要経費等がかかります。委託金融商品取引業者とのお取引に係る手数料等は商品・銘柄・取引金額・取引方法等により異なり多岐にわたるため、具体的な金額または計算方法を記載することができません。なお、SBI証券またはマネックス証券と直接お取引される場合のお取扱商品・手数料体系等とは異なることがあります。SBI証券とのお取引に係る手数料・費用、およびご留意点については、下記をご確認ください。

(手数料)

https://www.sbisec.co.jp/ETGate/?_ControllID=WPLETmgR001Control&_DataStoreID=DSWPLETmgR001Control&url=search_home&cat1=home&cat2=price&dir=price%2F&file=home_price.html&getFlg=on
(SBI新生ウェルスマネジメントでお取引される場合の手数料は下記をご確認ください)

https://www.sbisec.co.jp/ETGate/WPLETmgR001Control?OutSide=on&getFlg=on&url=search_home&cat1=home&cat2=price&dir=price&file=home_price_plan_a.html
(ご留意点)

https://search.sbisec.co.jp/v2/popwin/info/home/pop6040_torihikihou.html

マネックス証券とのお取引に係る手数料・費用、およびご留意点については、下記をご確認ください。

https://info.monex.co.jp/policy/risk/index.html

● 金融商品仲介サービスを通してお客さまの選択された委託金融商品取引業者の商品をお申込みの際には、最新の目論見書・販売説明書および契約締結前交付書面を必ずご確認ください。商品内容を十分にご確認ください。ご自身の判断と責任においてお申込みください。● 目論見書・販売説明書は、SBI新生銀行の店頭で入手いただけるほか委託金融商品取引業者のウェブサイトでもご確認ください(店頭限定で取扱う商品についてはSBI新生銀行の店頭にて、SBI証券またはマネックス証券のウェブサイト限定で取扱う商品についてはSBI証券またはマネックス証券のウェブサイトにてご確認ください)。なお、金融商品仲介サービスの取扱いのないSBI新生銀行店舗ではご用意しておりません。● SBI新生銀行において金融商品仲介での取引をされるか否かが、お客さまとSBI新生銀行の融資等他のお取引に影響を与えることはありません。また、SBI新生銀行での融資等のお取引内容が金融商品仲介でのお取引に影響を与えることはありません。● 委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号、商品先物取引業者 加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、一般社団法人 資産運用業協会、一般社団法人 日本STO協会、日本商品先物取引協会、一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会 マネックス証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号 加入協会：日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会、一般社団法人 資産運用業協会 ● 販売取扱登録金融機関 株式会社SBI新生銀行 登録金融機関：関東財務局長(登金)第10号 加入協会：日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会

[2026年4月1日現在]

生命保険商品、個人年金保険商品、損害保険商品一般について

● 保険商品をご検討いただく際には、金融商品勧誘方針ならびに保険募集指針をご確認ください。● ご契約前には各商品の【商品説明資料(パンフレット)】【契約概要】【注意喚起情報】を必ずお読みいただき、内容をご確認、ご了承のうえご契約いただけますようお願いいたします。ご契約時には【ご契約のしおり・約款】【特別勘定のしおり】を必ずご覧ください。● 当行の担当者(生命保険募集人・損害保険募集人)はお客さまと引受保険会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対して引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。また、当行は取引商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。● 保険商品にお申し込みいただくか否かが、当行におけるお客さまの他のお取引引きに影響を及ぼすことは一切ありません。● 保険商品は各引受保険会社が引き受ける商品であり、預金ではなく、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。また、当行による元本および利回りの保証はありません。● 引受保険会社が破綻した場合、生命保険契約者保護機構および損害保険契約者保護機構により保護の措置が図られることがあります。ご場合でもご契約の際にお約束した保険金額・年金額・給付金額・解約返戻金額等が削減され、その結果、保険金額・年金額・給付金額・解約返戻金額等が払込保険料相当額を下回ることがあります。● 一部の保険商品は国内外の株式や債券等で運用しているため、株価や債券価格、市場金利の変動、または外国為替相場の変動等により、保険金額・年金額・給付金額・解約返戻金額等が変動(増減)するしくみの保険です。運用実績によっては、受け取る保険金・年金・給付金・解約返戻金の合計額が払込保険料相当額を下回る場合があります。一時払保険料等の減少を含むリスクはお客さまが負うこととなります。● 外貨建ての保険商品は、保険金・年金・給付金等のお受取時における外国為替相場によって円換算した金額が、ご契約時における外国為替相場によって円換算した払込保険料相当額を下回る場合があります。為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分(TTSレートとTTBレートの差額)が差し引かれるため、円換算受取金額が保険料払込時の為替相場で円換算した払込保険料相当額を下回ります。● 保険商品には、お客さまに直接、または間接的にご負担いただく手数料や費用があります。商品ごとに手数料や費用は異なりますので、具体的な金額・計算方法は記載することができません。また、一定期間内に解約した場合、解約控除がなされることがあります。契約をご検討いただく際には【商品説明資料(パンフレット)】【契約概要】【注意喚起情報】【ご契約のしおり・約款】等で、必ずご確認ください。● 被保険者さまの健康状態等についての告知等が必要な生命保険は引受保険会社の診査の結果、ご契約ができない場合があります。● クーリング・オフ制度(ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除)の対象となる保険商品は所定のお手続きによりクーリング・オフすることができます。なお、クーリング・オフ期間には一定の制限があります。● 平準払保険において、保険料お払い込みの猶予期間中に保険料のお払い込みがない場合、契約は失効し、保険金や給付金等の支払事由に該当した場合でも保険金や給付金等は支払われません。● 当行では保険募集に先立ち、当行が知り得たお客さまの非公開情報を利用し募集にあたることについてご同意をいただいております。● 保険業法上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込状況等によっては、当行では生命保険、損害保険をお申し込みいただけない場合があります。● 詳しくは生命保険販売資格・損害保険販売資格をもった当行の担当者(生命保険募集人・損害保険募集人)までご相談ください。● 保険募集代理店：株式会社 SBI新生銀行